



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	Lingua theodiscaの語義と普及過程：9世紀初頭からルートヴィヒ敬虔帝の治世にかけて
Author(s)	三佐川, 亮宏
Citation	北海道大學文學部紀要, 42(1), 75-125
Issue Date	1993-11-30
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/33615
Type	departmental bulletin paper
File Information	42(1)_PL75-125.pdf



Lingua theodisca の語義と普及過程

—— 9 世紀初頭からルートヴィヒ敬虔帝の治世にかけて ——

三佐川 亮 宏

は じ め に

表題に掲げた *lingua theodisca* とは、その語源に則して訳するならば「Volkssprache 民衆語」となる。*theodiscus* は、中世ラテン語の形容詞であり、その本来の語義は「民衆の」、「民衆に属する」である。ただし、この形容詞は、786 年に初めて史料に登場して以来、当初はほとんどもっぱら上記の「*lingua theodisca* 民衆語」という組み合わせでのみ現れてくる。ところが、*theodiscus* は、やがてその語義と用法を変化・拡大してゆき、遅くとも 11 世紀初頭になると、*Theodisci* という名詞形のもとに「ドイツ人」を意味するようになることが知られている。このような「民衆語」から「ドイツ人」へと至る語義の変化は、具体的にいつ頃、またいかなる背景のもとに生じたのであろうか。

さて、筆者の問題関心は、上記のような *theodiscus* の概念史という視角から、「ドイツ民族」なるものの共属意識の形成をめぐる問題へと接近していくことにある。そのための予備的作業として、筆者はまず「*theodiscus* の起源」をめぐる論争について紹介した¹⁾。次いで、この単語の最初期の事例の検討をおこなった²⁾。すなわち、786 年、788 年および 801 年の 3 例である。その数が限定されているのは、まさに史料事例の数とは対照的に、おびただしい量に膨れ上がってしまった研究史を整理する必要があったからである。これら 3 例については、本稿においても再び言及することになろう。

1) 「“Theodiscus”の起源——L. ヴァイスゲルバーの所説の検討を中心に」『北大史学』31, 1991年, 1-16頁(以下, 拙稿1と略記)。

2) 「“Theudisk”と“theodiscus”——最初期の史料事例を中心に」『北海道大学文学部紀要』40-2, 1992年, 133-47頁(以下, 拙稿2)。「Lingua theodisca とは何か——『フランク王国編年誌』788年の項と“Capitulare Italicum”(801年)第3章の解釈」『北海道大学文学部紀要』41-1, 1992年, 127-56頁(以下, 拙稿3)。

本稿の検討対象とする時代は、副題に掲げたように9世紀初頭、すなわちカール大帝(在位768-814年)の治世の後半から、ルートヴィヒ敬虔帝(在位814-840年)の治世にかけてである。ただし、次に述べるように個々の事例間の関係を重視する必要から、ルートヴィヒの没後に属する関連事例についても、適宜取り上げることになる。

すなわち、本稿では前稿までのように各事例を単に年代順に取り上げるのではなく、むしろこの単語が現れる個々の文脈に着目していくことにする。これは、ゲルマニストの Hennig Brinkmann によって提起された視角である。ブリンクマンは theodiscus の「Verwendungsbereich 使用分野」を次の二つに大別する³⁾。

- (1) 「国家の分野」。具体的にはカピトゥラリアや証書など国王・皇帝の側近によって作成されたいわば“amtlich”な性格の史料を指す。
- (2) 「布教・教養の分野」。上記の範疇に属さないその他の史料。本稿の対象の場合、教会会議の決議録、注釈類、修道院蔵書目録、聖人伝、文法書、年代記その他の多様な史料がこの中に含まれる。

3) H. Brinkmann, Theodiscus. Ein Beitrag zur Frühgeschichte des Namens “Deutsch”, in: V. N. (後注4), S.183-208, hier S.184ff., 187ff. (zuerst in: *Altdeutsches Wort und Wortkunstwerk. Georg Baesecke zum 65. Geburtstag 13. Jan. 1941*, Halle 1941, S.20-45) (以下, Brinkmann)。

もちろん、両分野の境界線は必ずしも明確ではなく、若干の事例の分類については研究者間に相違がある。それはともかく、かかる視角は、theodiscus

が用いられる分野の特徴や、各事例間の系譜関係を明らかにする際、一定の有効性をもちうると考えられる。確かに個々の史料は孤立して存在しているかのようにも見えるが、他の史料との関連を解明することによって、新たな姿を示すことになるはずである⁴⁾。

4) ここで文献について一言触れておく。theodiscus の史料事例集としては次のものがある。F. Vigener, *Bezeichnungen für Volk und Land der Deutschen vom 10. bis zum 13. Jahrhundert*, 1901, ND. mit einem Nachwort von H. Beumann, Darmstadt 1976 (以下, Vigener). W. Krogmann, *Deutsch. Eine wortgeschichtliche Untersuchung*, (Deutsche Wortforschung, 1), Berlin-Leipzig 1936, S.7-40 (以下, Krogmann). 前者は、その対象を重要な事例のみに限定しているものの、theodiscus 以外の呼称も収録している点で貴重である。これに対し後者は、theodiscus に限定した網羅的収集をおこなっているが、遺漏も少なくない。また次の論文集には、1840 年 (J. Grimm) から 1965 年 (W. Betz) までの間に発表された重要な研究 19 点が収録されている。*Der Volksname Deutsch*, hg. v. H. Eggers, (Wege der Forschung, 156), Darmstadt 1970 (以下, V. N.). 同書巻末の事例索引は、各事例についての研究者の見解を整理する際に大いに役立つ。

I 「国家の分野」

最初に、前稿まで取り上げた 3 例のうち、「国家の分野」に属する第 2・3 の事例についてその要点のみを反復しておく。

788 年、バイエルン太公タシロ 3 世は、インゲルハイムの宮廷会議の場で死刑の判決を下された。『フランク王国編年誌』は、数々の罪状のうちタシロが 25 年前のアキタニア遠征の際に犯した「軍隊離脱罪」—— herisliz —— について次のように記している。

[2] “...et quomodo domnum Pippinum regem in exercitu derelinquens et ibi, quod theodisca lingua harisliz dicitur...”¹⁾。「……さらに彼がかつて主君である国王ピピンの軍隊を離脱したこと——それは theodisca lingua によって harisliz と呼ばれる……。」

1) *Annales regni Francorum inde ab a.741 usque ad a.829, qui dicuntur Annales*

Laurissenses maiores et Einhardi, hg. v. F. Kurze, *MGH SS rer. Germ.*, 1895, ND. Hannover 1950, S.80. J. F. Böhmer-E. Mühlbacher, *Regesta imperii. Die Regesten des Kaiserreichs unter den Karolingern 751-918*, 2.Aufl., 1909, ND. Hildesheim 1966, Nr. 294a S.121f. (以下, *BM*²). Vigener, S.30. Krogmann, S.17. イタリックは筆者による。以下同様。

次に, theodiscus の第3の事例は, カールが801年, 彼の帝国のうちイタリアを対象に布告した“*Capitulare Italicum*”の第3章に登場する。

[3] Cap.3: “De desertoribus. Si quis adeo contumax aut superbus extiterit, ut, dimisso exercitu absque iussione vel licentia regis domum revertatur, et *quod nos teudisca lingua dicimus herisliz fecerit*……²⁾”.

「それを朕は teudisca lingua で herisliz と呼ぶ。」theodiscus は, ここでもまた herisliz とともに登場する。[3] は, [2] では不明確であった herisliz の定義とその罰則を正式に規定したものと解される。

2) *MGH Capitularia regum Francorum I*, hg. v. A. Boretius, 1883, ND. Hannover 1984, Nr.98 S.205. *BM*², Nr.374 S.168. Vigener, S.31. Krogmann, S.17f.

このように両史料の間には直接の連関が確認される。この他前稿では, herisliz が“フランクの法用語”であることに着目し, [2], [3] の lingua theodisca が「Fränkisch フランク語」を指しているのではないかと推論を提示した³⁾。

3) 拙稿3, 145頁。

1. カピトゥラリア

カール大帝のカピトゥラリアに見える theodiscus は, [3] のみである。ルートヴィヒ敬虔帝のカピトゥラリアにおいても, この形容詞はやはり1例しか確認されない。829年に布告されたヴォルムスの巡察使勅令の第13章がそれ

である。

[4-1] Cap.13 “Postquam comes et pagenses de qualibet expeditione hostili reversi fuerint, ex eo die super quadraginta noctes sit *bannus* resisus, *quod in lingua theodisca scaftlegi, id est armorum depositio, vocatur*”⁴⁾.

軍役から帰還して武器を置くこと、「それは lingua theodisca によって scaftlegi と呼ばれる」。bannus という単語の解釈については研究者間に意見の相違があるが、この点は本稿の主題にとって重要ではない⁵⁾。scaftlegi の語源は、「*ahd.* scaft → Schaft <槍>」を「*ahd.* legi → legen <置く>」ことに求められる⁶⁾。ここではさしあたり「武装解除」と訳しておく。

4) *MGH Capitularia regum Francorum* II, hg. v. A. Boretius-V. Krause, 1890-1897, ND. Hannover 1960, Nr.192 S.16. *BM*², Nr.867 S.340. Krogmann, S.21. なお、この [4] 以降の事例については、頭の整理番号と事例の年代順が一致していないことをこわっておく。

5) bannus を「裁判所への出席義務」と解釈する場合、上記の引用文は、軍役から帰還して武装解除した後の 40 日間について裁判協力義務を免除する旨を定めたものと理解される。他方、bannus を「軍事罰令権」と解釈するならば、軍役義務は帰還後もなお効力をもち、武装解除は 40 日を経た後に初めて許される、となる。Vgl., G. Waitz, *Deutsche Verfassungsgeschichte*, Bd.4, 2. Aufl., 1885, ND. Graz 1955, S.551f. mit Anm.3. V.Krause, *MGH Capit.* II, S.16 Anm.14. H. Brunner, *Deutsche Rechtsgeschichte*, Bd.2, 2. Aufl., neu bearb.v. Cl. Frh. v. Schwerin, München-Leipzig 1928, S.289. C. Brühl, *Deutschland-Frankreich. Die Geburt zweier Völker*, Köln-Wien 1990, S.197 (以下, Brühl).

6) Vgl., F. Kluge, *Etymologisches Wörterbuch der deutschen Sprache*, 21. Aufl., bearb. v. W. Mitzka, Berlin-New York 1975, S.431, 632.

[4-1]の文言はその後、ルートヴィヒの息子である西フランク国王シャルル(禿頭王, 在位 840-877 年)によって 864 年のピール勅令の中にそのまま再録された([4-2])⁷⁾。scaftlegi という単語は、これら 2 つの史料以外には見い出されない⁸⁾。ただし、1019 年から 1034 年の間に北イタリアのパヴィアで成立したいわゆる “*Liber Papiensis*” には、敬虔帝の長子ロタール 1 世

(在位 817—855 年) による立法として次のような規定が収録されている。

[4-3] “...sit bannum recisum, *quod lingua teudisca dicimus eriliz*, id est armorum depositio vocatur”⁹⁾.

これもまた基本的には [4-1] の反復であるが、本来 scaftlegi とあるべきところに、既に [2], [3] に登場した eriliz (=herisliz〈軍隊離脱罪〉) が誤って記されている。

7) *MGH Capit.* II, Nr.273 S.324f., Cap.33. Krogmann, S.21.

8) Waitz, a. a. O. (前注 5), S.551 Anm.3.

9) *Liber legis Langobardorum Papiensis*, hg. v. A. Boretius, in: *MGH LL* IV: *Leges Langobardorum*, 1868, ND. Stuttgart 1984, S.548a, Nr.57. Krogmann, S.21.

歴史学者の Carlrichard Brühl によれば、herisliz と同様 scaftlegi もまた“フランクの法用語”であり、したがって [4-1/2] の *lingua theodisca* はフランク語を指している、とされる。彼はその理由を明記していないが、scaftlegi の登場する史料がフランク国王のカピトゥラリアに限られている、というこのようである¹⁰⁾。ブリュールは [4-3] の事例には言及していないが、scaftlegi と herisliz の混同という事実もまた、彼の主張を間接的ながら補強するものであろう。もとより、史料の数がわずか 2 点であることを考えるならば、上記の根拠のみではなお不十分と言わざるをえないが。

10) Brühl, (前注 5) S.197.

2. 国王証書

カール大帝の国王証書に theodiscus という単語は全く見い出されない。また、ルートヴィヒ敬虔帝の場合、その国王証書集はなお未公開であるものの、既知の証書において theodiscus はやはり 1 例も確認されていない¹¹⁾。もっとも編纂作業は現在進行中であり、その過程で新たな発見がなされないとも限

らない¹²⁾。とりわけカール大帝とルートヴィヒ敬虔帝の証書については、その多くが9・10世紀の相次ぐ戦争によって失われたことが指摘されている¹³⁾。今日に伝承されている史料が、あくまでも“氷山の一角”にすぎないことを肝に命じておく必要がある。

11) 例えばBM²の該等頁(S.234-412)においてtheodiscusあるいはそれに相当する現代ドイツ語の訳語は見い出されない。

12) 目下, Peter Johanek を中心にその準備が進められている。証書の総数は720点に達し、このうち真正の証書は578点数えられるという。Ders., Probleme einer zukünftigen Edition der Urkunden Ludwigs des Frommen, in: *Charlemagne's Heir. New Perspectives on the Reign of Louis the Pious (814-840)*, hg. v. P. Godman-R. Collins, Oxford 1990, S.409-24.

13) P. Kehr, Einleitung, in: *Die Urkunden Ludwigs des Deutschen* (後注14), S. XIV. Johanek, a. a. O., S.411, 413.

ただし、ルートヴィヒの晩年である837年に、息子のルートヴィヒ2世(“ドイツ人王”, 在位833-876年)が発給した国王証書には、theodiscusが2例登場する。最初の事例は、837年4月8日付けのケンブテン修道院に対する特許状に現れる。これはReichenhallにおける塩の採掘権を承認した証書である。同修道院が免除されるべき様々な租税について次のように記している。

[5-1] “...nullum theloneum neque quod lingua Theodisca muta vocatur
...ab eis exigere vel exactare presumatis”¹⁴⁾。

「theloneum 流通税」のひとつとして「lingua Theodisca にいう muta」が挙げられている。muta は古高ドイツ語の単語であり、一般に「関税」あるいは「関税徴収所」を意味する。この事例の場合は特に「Wasserzoll 河川通行税」と解される¹⁵⁾。なお、同証書には2通の確認証書が存在する。ルートヴィヒ2世の844年頃の証書([5-2])と、アルヌルフの889年の証書([5-3])である¹⁶⁾。2通とも“quod lingua Theodisca muta vocatur”という文言をそのまま再録している。

14) MGH *Die Urkunden Ludwigs des Deutschen*, hg. v. P. Kehr, 1932-1934, ND.

München 1980, Nr.24 S.29. *BM*², Nr.1364 S.569. 発給地はバイエルンの Ötting.

15) Vgl., Du Cange, *Glossarium mediae et infimae latinitatis*, Bd.4, 1883-87, ND. Graz 1954, S.560. J. u. W. Grimm, *Deutsches Wörterbuch*, Bd.12, 1885, ND. München 1984, Sp. 1835. Brunner, a. a. O. (前注 5), Bd.2², S.323 mit Anm.53. Kluge, a. a. O. (前注 6), S. 469. J. F. Niermeyer, *Mediae latinitatis lexicon minus*, Leiden 1976, S.712. A. Erler-R. Schmidt-Wiegand, in: *Handwörterbuch zur deutschen Rechtsgeschichte*, Bd.3, Lfg.18, Berlin 1979, Sp.399f.

16) *MGH DLdDt* Nr.36 S.47. *BM*², Nr.1377 S.578. *MGH Die Urkunden Arnolfs*, hg. v. P. Kehr, 1940, ND. Berlin 1956, Nr.47 S.66. *BM*², Nr.1814 S.739.

次に、もう 1 例は、上記の [5-1] の証書の発給からまもない 837 年 9 月 23 日に、ルートヴィヒがザルツブルクの (大司教) 教会宛に発給した証書に登場する。この特許状は、同教会に対し Ybbs 川流域の「Sclavinia スラブ人地域」を寄進する旨を定めたものである。lingua theodisca は、このスラブ人地域の境界線について説明する際に用いられている。

[6] “quoddam territorium in *Sclavinia*…terminatur ab occidentali parte, quod *Theodisca lingua wagreini dicitur*…”¹⁷⁾.

寄進対象とされるスラブ人地域の西側境界は、「Theodisca lingua で wagreini と呼ばれる」。この事例でまず目を引くのは、lingua theodisca が初めて地名表記のために用いられていることである。しかし、それ以上に重要なのは、lingua theodisca が——極めて間接的ではあるものの——初めてスラブ語との接触を示している、という事実であろう¹⁸⁾。「lingua Sclavinica スラブ語」と lingua theodisca が明示的に対置されるようになるのは、960 年代以降オットー諸帝によって発給された証書においてである¹⁹⁾。当該証書はその先駆をなすものとして注目に値する。なお、wagreini という地名は、これ以降も同教会宛の国王証書において繰り返し現れてくるが、いずれの場合も lingua theodisca への言及はない²⁰⁾。

17) *MGH DLdDt* Nr.25 S.30. *BM*², Nr.1365 S.569. 発給地の “Ohoberg” の同定については W. Erben, *HZ* 148, 1933, S.586 を参照。

18) Vgl., H. Thomas, *frenkisk*. Zur Geschichte von theodiscus und teutonicus im

Frankenreich des 9. Jahrhunderts, in: *Beiträge zur Geschichte des Regnum Francorum. Festschrift für Eugen Ewig am 28. Mai 1988*, hg. v. R. Schieffer, (Francia. Beiheft 22), Sigmaringen 1990, S.67-95, hier S.73f. (以下, Thomas, *frenkisk*). Ders., Die Deutschen und die Rezeption ihres Volksnamens, in: *Nord und Süd in der deutschen Geschichte des Mittelalters. Akten des Kolloquiums veranstaltet zu Ehren von Karl Jordan, 1907-1984, Kiel, 15.-16. Mai 1987*, hg. v. W. Paravicini, (Kieler Historische Studien, 34), Sigmaringen 1990, S.19-50, hier S.33 (以下, Thomas, Rezeption).

19) Vgl., Thomas, Rezeption, S.30ff. bes.S.33 Anm.73.

20) 例えば *DArn* Nr.184 S.284f. *DO II* Nr.165 S.186; Nr.275 S.319. *DO III* Nr.1 S.394. *DH III* Nr.260 S.345f. など。この地名は現在ではもはや存在しない。Vgl., *BM*², Nr.1365 S.569.

ところで, [5-1], [6] の両事例はなぜか近年にいたるまで研究者の関心の外に置かれていた。[5-1] の事例を最初に取り上げたのは, ゲルマニストの Ingrid Strasser である²¹⁾。彼女は, muta が今日もなお Maut という語形で, 主として「Bairisch バイエルン方言」の地域において用いられている事実を指摘した²²⁾。ブリュールは, [5-1] のみならず [6] をも含めて次のように述べる。「ここでの theodisca lingua がバイエルン方言のみを意味しうことは自明である。」²³⁾ もっとも彼はその根拠を明記しておらず, 注においてシュトラッサーの研究を挙げるに留まっている。

21) I. Strasser, *diutisk-deutsch. Neue Überlegungen zur Entstehung der Sprachbezeichnung*, (Sb. d. Österreich. Akad. d. Wiss., phil.-hist. Kl., 444), Wien 1984, S.39f. (以下, Strasser). ただし, Gerd Tellenbach はすでに 1943 年に両事例の存在に言及していた。Ders., Wann ist das deutsche Reich entstanden? in: ders., *Ausgewählte Abhandlungen und Aufsätze*, Bd.2, Stuttgart 1988, S.622-62, hier S.627 Anm.1 (zuerst in: *DA* 6, 1943, S.1-41).

22) なお, muta/Maut をも含めたバイエルン方言の一連の単語に関しては, それらがゴート語からの借用語ではないか, との議論が存在する。前注 15 に挙げた文献の他, 最新の研究として P. Wiesinger, Gotische Lehnwörter im Bairischen. Ein Beitrag zur sprachlichen Frühgeschichte des Bairischen, in: *Frühmittelalterliche Ethnogenese im Alpenraum*, hg. v. H. Beumann-W. Schröder, (Nationes, 5), Sigmaringen 1985, S.153-200, bes. S.161f., 193-9 を参照。しかしながら, シュトラッサーも指摘しているように, muta の由来をめぐる問題は本稿の主題にとってあまり重要ではない。ルートヴィヒ 2 世のカンツライが言語学上の muta の由来を認識したうえで, lingua theodisca という語句

を選択したとは考え難いからである。すぐ後で触れるように、両証書の作成者がバイエルン以外の出身である事実を考え併せるならば、その可能性は一層低くなるよう。

23) Brühl, S.197f. シュトラッサーは [6] には言及していない。

両事例に考察を加えた研究者としては、この他に歴史学者の Heinz Thomas がいる。彼は、語義の問題には立ち入らず、むしろ *lingua theodisca* の普及過程という問題関心からこれらの史料を取り上げる²⁴⁾。両証書の作成には Adalleod という書記が中心的な役割を果たしていたことが知られている。すなわち、アダレオドは、[5-1]の証書の浄書者であり、文面作成にも関与していたと推定される。彼はまた、[6]の証書の文面作成者であった²⁵⁾。ここで興味を引くのはアダレオドの出自である。彼はバイエルンの出身ではなく、本来トゥールのサン・マルタン修道院の修道士であったと推定される。ルートヴィヒ敬虔帝の書記の一人 Durandus の下で研鑽を積んだ後、ルートヴィヒ 2 世が 830 年に独自のカンツライを設けるに際し、敬虔帝によってバイエルンへと派遣されたのである²⁶⁾。トーマスは以上の事実をもとに、*theodiscus* という単語はアダレオドによって西方からバイエルンへと伝えられた、と帰結する²⁷⁾。

24) Thomas, *frenkisk*, S.74 Anm.41. Vgl., ders., *Theodiscus-diutiskus-regnum teutonicorum*. Zu einer neuen Studie über die Anfänge des deutschen Sprach- und Volksnamens, in: *RhVjbl* 51, 1987, S.287-302, hier S.291 (以下, Thomas, *Anfänge*). ders., *Der Ursprung des Wortes Theodiscus*, in: *HZ* 247, 1988, S.295-331, hier S.317 Anm.59 (以下, Thomas, *Ursprung*). ders., *Rezeption*, S.33 Anm.73.

25) Vorbemerkungen von P. Kehr zu *DLdDt* Nr.24 S.29; Nr.25 S.30.

26) P. Kehr, *Die Kanzlei Ludwigs des Deutschen*, (Abhh. d. Preuss. Akad. d. Wiss., phil. -hist. Kl., Jg.1932, Nr.1), Berlin 1932, S.14 mit Anm.5, S.15. Ders., *Die Schreiber und Diktatoren der Diplome Ludwigs des Deutschen*, in: *NA* 50, 1933, S.1-105, hier S. 5ff. Vgl., J. Fleckenstein, *Die Hofkapelle der deutschen Könige*, Teil 1, (Schriften der MGH, 16/1), Stuttgart 1959, S.179f.

27) 前注 24 に同じ。

ここで一旦、先に紹介したシュトラッサーやブリュールの見解に立ち戻るならば、筆者には次のような疑問が生じてくる。アダレオドは、両者が考え

るように *muta* や *wagreini* という単語をバイエルン方言のひとつと見なしていたのであろうか。“バイエルン方言”という概念は、あらためて言うまでもなく 19 世紀以降のゲルマニスティークによって創出されたものであって、9 世紀には知られていなかった²⁸⁾。それでは、この場合“バイエルン方言”の代わりに「lingua Baiuwarica/Baiuwariorum バイエルン語」という表記を用いれば事足りるのか。それはそうかもしれない。ただし、“lingua Baiuwarica/Baiuwariorum” や例えば “lingua Alamannica/Alamannorum” など、特定の部族名を冠した言語呼称は、フランク時代の史料には確認されない。唯一の例外として、しかも繰り返し登場するのは、“lingua francisca/Francorum” つまりフランク語である²⁹⁾。

28) この点については、拙稿 3, 139-40, 151-4 頁を参照されたい。ブリュールの考察法の問題点には後にも触れることになる。

29) G. Baesecke, Das Nationalbewußtsein der Deutschen des Karolingerreiches nach den zeitgenössischen Benennungen ihrer Sprache, in: *V. N.* (77 頁注 4), S.324-50, hier S.343 (zuerst in: *Der Vertrag von Verdun 843*, hg. v. Th. Mayer, Leipzig 1943, S.116-36) (以下, Baesecke)。

そこで、両証書の *lingua theodisca* がフランク語を指している可能性は考えられないであろうか。ただし、この場合のフランク語とは、部族としてのフランク人の言語ではない。その他のゲルマン系諸部族をも包括したフランク王国民の言語の総称としてである³⁰⁾。この広義のフランク語の範疇には、当然“バイエルン語”も含まれることになる。[5-1], [6] 以前の事例でフランク王権に直接由来するものとしては、既に見た [2], [3], [4-1] がある。いずれにおいても *lingua theodisca* は、「民衆語」という普通名詞的語義のもとに、具体的にはフランク語を指していると推定された。アダレオドは、ルートヴィヒ敬虔帝のカンツライの出身であり、*theodiscus* という単語をバイエルンに新たに導入する際にもカンツライにおける従来の用法を踏襲した、と考えるのが自然ではないか。

30) この点について拙稿 3, 156 頁を参照されたい。

また、仮にアダレオドが“バイエルン語”の表記を意図していたとしても、その際彼は theodiscus という新奇な単語を敢えて用いる必要はなかったとも考えられる。例えば同じルートヴィヒ 2 世が Herford の修道院宛に発給した 2 通の証書では、「eorum lingua 彼らの言語で」という表現によって、“ザクセン人の言語”つまりザクセン語が言い表わされている³¹⁾。かかる便法があるにもかかわらず、lingua theodisca という語句が用いられたのは、それが単なる“バイエルン人の言語”以上のものを指していたからではないか。もとより、以上のことは筆者の憶測の域を出るものではない。上記の 2 例については、今後その他の史料事例の検討を進めてゆく過程で再検討することになるろう。

31) MGH *LdDt* Nr.93 S.135: “cum familiis sexaginta, quae lingua eorum lazi dicuntur”. Nr.94 S.137: “familiis viginti, qui lingua eorum lati dicuntur”. Vgl., Brühl, S.198 mit Anm.126.

3. 小 括

以上の検討結果をまとめてみる。

まず、lingua theodisca が指し示す言語について。その範囲を個々の事例について画定することは、これまでの検討から明らかなように必ずしも容易ではない。確かに、[2], [3], [4] に見える lingua theodisca については、それがフランク語を指しているとの推定がなされた。しかしながら、判断の根拠は決して満足するに足るものではない。そもそも、本節で取り上げた「国家の分野」に属する史料事例は、いずれもフランク王権に直接由来する。それゆえ、lingua theodisca が指示する言語としてフランク語が浮かび上がってくるのは、ある意味では当然のこととさえ言える。

そもそも lingua theodisca の具体的内容が不明確な理由の一端は、各文脈においてこの語句が担う役割にあると思われる。すなわち、この語句が登場するのは、いずれも挿入文においてである。ラテン語で書かれた法的文章中

に、非ラテン語に属する単語 — herisliz, scaftlegi, muta, wagreini — を挿入・注解する際に、その言語呼称として lingua theodisca の名が初めて挙げられるのである。要するに、ここでの中心はラテン語であり、「lingua theodisca 民衆語」はあくまでも補完的な役割を演じているにすぎない。カピトゥラリアや国王証書において重要なのは法的規定そのものであって、ここでは「lingua theodisca とは何か」という問題について論じられているのではない。この語句があたかも自明のものとして登場してくるゆえんである。

さらに問題を一層難しくしているのは、“フランク”という概念である。トーマスは lingua theodisca の事例の多くについて、それはフランク語とほとんど同義語である、と述べている³²⁾。この点については筆者も同意見ではあるものの、“フランク語”の輪郭については [5-1] と [6] の検討の際に言及したように、不明確さが残されたままである。それは部族としてのフランク人の言語であるのか。あるいは（ゲルマン系の）フランク王国民の言語の総称であるのか。フランク部族がフランク帝国の政治・経済・文化その他のあらゆる面において占めた指導的地位³³⁾を勘案するならば、そもそも両者間に明確な線引きをおこなうこと自体無理なのかもしれない。いずれにせよ、何らかの判断を下すに足るほどの史料事例を筆者はまだ検討していない。この問題は今後の課題として残されることになる。

32) Thomas, Ursprung, S.313, 324ff. Ders., *frenkisk*, S.67f., 71ff., 79, 91. Ders., *Rezeption*, S.24f.

33) 上注のトーマスの諸研究の他, Baesecke (前注 29), S.338. G. Tellenbach, *Zur Geschichte des mittelalterlichen Germanenbegriffs*, in: ders., *Abhandlungen* (前注 21), Bd.1, 1988, S.319-39, hier S.335 (zuerst in: *Jb f. Internationale Germanistik*, 7, 1975, S. 145-65) を参照。

次に, lingua theodisca という語句の普及過程について。

「最も明確なのは、法と国家の領域における状況である。」³⁴⁾ 語義とは対照的に、普及過程については「完結した系列」が確認される。まず 788 年のタシロ裁判 ([2]) において現れた lingua theodisca は、カール大帝の 801 年のカピトゥラリア ([3]) へと取り入れられた。両事例とも, herisliz に関する

規定に登場する。その後 *lingua theodisca* は、ルートヴィヒ敬虔帝の 829 年のカピトゥラリア ([4-1]) を経て、その 3 人の後継者のカンツライへと引き継がれていく。シャルルの 864 年のカピトゥラリア ([4-2]) とロタールの立法 ([4-3]) は、敬虔帝の文言の反復である。特にロタールの立法における *scaftlegi* と *herisliz* の混同からは、はからずも [4-3] と [2], [3] の関連を垣間見ることができる。ルートヴィヒ 2 世の 837 年の国王証書 ([5-1], [6]) は、これらとは一見無関係に見える。しかし、2 通の証書は、敬虔帝によってバイエルンに派遣されたアダレオドの手になるものであり、ここでも系譜関係が確認された。

34) Brinkmann (76 頁注 3), S.184. 次の引用句も同じ。

II 「布教・教養の分野」(1)

まず、前稿まで取り上げた 3 例のうち残された 1 例、つまり *theodiscus* の最初の事例から始める。

786 年、オスティア司教ゲオルクは、教皇使節としてイングランドに派遣された。彼は、ローマ教皇ハドリアヌス 1 世に宛てた書簡の中において、イングランドの 2 箇所で開催された教会会議について報告している。すなわち、最初の会議はノーサンブリア王国の Corbridge で開かれ、その決議は次のマーシア王国の Cealchyd の会議の場で検証された。

[1] “Et in conspectu concilii clara voce singula capitula perlecta sunt et *tam latine quam theodisce*; quo omnes intellegere potuissent”¹⁾.

Corbridge の決議は、Cealchyd の会議に出席した人々の面前で、個々の章ごとに明瞭に読み上げられた。その際、全ての人々が理解できるよう二つの言語が用いられた。ひとつはラテン語、そしてもうひとつが *theodisce* である。検討の結果、*theodisce* — *theodiscus* の副詞形 — は アングロ・サクソン語

を指していることが明らかにされた²⁾。

1) *MGH Epistolae* IV., hg.v. E. Dümmler, 1895, ND. München 1978, Nr.4 S.28. Vigener, S.29. Krogmann, S.16.

2) 拙稿 2, 144 頁。

Cealchyd の会議には、ゲオルク一行の他にかのアルクイン (730 年頃—804 年) が出席していたことが知られている。彼が当該書簡の作成に関与していたとの推論が提起されていることについては、既に旧稿で触れたとおりである³⁾。ところで、ブリנקマンは、このアルクインと theodiscus の系譜関係に着目し、次のような興味深い見解を提示している。「布教と学問の領域におけるこの単語のほとんど全ての用例は、直接・間接に彼に遡る。」⁴⁾ 以下ではこの指摘の検証をも念頭におきながら、各事例の検討を進めていく。

3) 拙稿 2, 142 および 145 頁。

4) Brinkmann, S.207 (傍点引用者)。

1. トウールの教会会議 (813 年)

813 年、カール大帝は教会改革の一環としてガリア全域において教会会議を開催するよう命令を下した。その結果、同年中にマインツ、ランス、トウール、シャロンおよびアルルの各司教座において、相次いで会議が開催された⁵⁾。このうちトウールの決議の第 17 条には、lingua theodisca による説教について規定されている。

[7-1] “Et ut easdem omelias quisque (sc. episcopus) aperte transferre studeat in rusticam Romanam linguam aut Thiotiscam, quo facilius cuncti possint intellegere quae dicuntur”⁶⁾。

「[司教]各人は、その説教を rustica Romana lingua かあるいは Thiotisca [lingua] へと明確に翻訳すべきである。それによって、全ての人々が教えを

より容易に理解することができるように。」ここでは *rustica Romana lingua* と *Thiotisca lingua* の両言語が並記されている。まず, *rustica Romana lingua* とはロマンス語を指していると考えられる⁷⁾。他方, *Thiotisca lingua* は, トゥールの地理的位置から考えてフランク人の言語を指している可能性が高い⁸⁾。ただし, この場合のフランク人とは, ロマンス語化していないフランク人⁹⁾である。このように[7-1]は, *lingua theodisca* がラテン語のみならず, ロマンス語とも対比関係にあることを明記した最初の事例として注目される。

5) 詳細な経過については W. Hartmann, *Die Synoden der Karolingerzeit im Frankenreich und in Italien*, (Konziliengeschichte, Reihe A: Darstellungen), Paderborn et al. 1989, S.128-40 を参照。

6) *MGH Concilia* II-1, hg.v. A. Werminghoff, 1906, ND. Hannover 1979, Nr.38 S.288. Vigener, S.31. Krogmann, S.19. なお, 王権の主導という点を重視するならば, この事例は「国家の分野」にも分類しうる。Vgl., Brühl, S.195f. Thomas, *frenkisk*, S.74f.

7) この術語の詳細については W.-D. Heim, *Romanen und Germanen in Charlemagnes Reich. Untersuchung zur Benennung romanischer und germanischer Völker, Sprachen und Länder in französischen Dichtungen des Mittelalters*, (Münster-sche Mittelalter-Schriften, 40), München 1984, bes.S.13ff. を参照。

8) Vgl., L. Weisgerber, *Theudisk. Der deutsche Volksname und die westliche Sprachgrenze*, in: *V.N.*, S.103-65, hier S.146 Anm.97 (zuerst als: Marburger Universitätsreden, Nr.5, Marburg 1940). E. Lerch, *Der Ursprung des Wortes "Deutsch"*, in: *V. N.*, S.261-89, hier S.271 (zuerst in: *WaG* 8, 1942, S.14-31). Baesecke, S.327. Brühl, S. 195.

9) この概念が言語学者 Leo Weisgerber の所説において占める重要な意味について, 拙稿 1, 6 頁以下を参照されたい。

なお, 民衆語による説教については, 上記の教会会議のうちトゥールのみならずマインツとランスの決議録にも同様な規定が存在する。

[7-a] マインツ Can. 25

“numquam tamen desit diebus dominicis aut festivitibus, qui verbum Dei praedicet iuxta *quod intellegere vulgus possit*”¹⁰⁾.

[7-b] ランス Can. 15

“ut episcopi sermones et omelias sanctorum patrum, prout omnes intellegere possent, *secundum proprietatem linguae* praedicare studeant”¹¹⁾.

いずれにおいても, *lingua theodisca* という語句は登場しない。マインツの条文では「*vulgus* が理解できるように」とあり, ランスの条文は「全ての人々が理解出来るよう, 固有の言語によって」と記している。この他にもマインツ決議録の第 45 条は, 聖職者の任務の一つとして信徒を信仰告白と主祷文の学習へと導くべき旨を定めている。その末尾には次の文章が補足されている。“Qui vero aliter non potuerit vel *in sua lingua* hoc discat”¹²⁾。これもまた, ラテン語を解しない人々を対象に“母語”による学習を認めた規定であるが, *sua lingua* の具体的呼称は明記されていない¹³⁾。

10) *MGH Conc.* II-1, Nr.36 S.268. Krogmann, S.18.

11) *MGH Conc.* II-1, Nr.35 S.254f. Krogmann, S.18f.

12) *MGH Conc.* II-1, Nr.36 S.272. Krogmann, S.18.

13) なお, ブリュールは, この場合の“*sua lingua*”とは「Rheinfränkisch ライン・フランク方言」と述べている。Brühl, S.196. しかし, 近代的ゲルマニスティークに基づく方言分類法を, 9 世紀の史料事例の検討に無媒介に導入することはできない。重要なのは, 当該決議録の文面作成者が“*sua lingua*”としていかなる言語を理解していたのか, という点である。

2. Hrabanus Maurus

このように, 813 年に開催された各教会会議のうち *lingua theodisca* という語句を用いたのは, トゥールのみである。その文言は, 847 年, マインツ大主教 Hrabanus Maurus (780 年頃-856 年) によって主催されたマインツ教会会議の決議録の中へそのまま再録されている ([7-2])¹⁴⁾。

14) *MGH Concilia* III, hg.v. W. Hartmann, Hannover 1984, Nr.14 S.164, Can.2. *BM*²,

Nr.1388c S.583.

既述のように、トゥールの決議文は *lingua theodisca* と並んでロマンス語による説教を定めていた。しかし、9世紀中葉の東フランク王国においてロマンス語による説教を必要とした人々の数が多かったとは想像し難い。マインツの教会会議録の編者である Wilfried Hartmann は、[7-2] の箇所にある注記を付している。「ロマンス語の使用について述べている箇所が変更されなかったのは不思議である。これ以外の箇所では、必要と思われる場合文言が改められているのだが。」¹⁵⁾

15) *MGH Conc.* III, S.164 Anm.42. 決議録の作成にラバヌス自身も直接関与していたことは確かである。W. Hartmann, *Die Mainzer Synoden des Hrabanus Maurus*, in: *Hrabanus Maurus. Lehrer, Abt und Bischof*, hg.v. R. Kottje-H. Zimmermann, (Akad. d. Wiss. u. d. Lit. Mainz, Abh. d. geistes-u. sozialwiss. Kl., Einzelveröff.,4), Wiesbaden 1982, S.130-44, hier S.133ff.

かかる疑問は、ラバヌスとトゥールの密接な関係からのみ説明されうるように思われる。すなわち、ラバヌスはフルダ修道院の Diakon であった 802 年頃、トゥールのサン・マルタン修道院へと派遣されている。当時の同修道院の院長とは、まさにアルクイン (在位 796-804 年) に他ならない¹⁶⁾。両者の間に密接な師弟関係が築かれたことは、ラバヌスがアルクインから聖ベネディクトゥスの愛弟子にちなんだ Maurus というあだ名を与えられ、これを自ら好んで用いていることからもうかがえる。ちなみに、ルートヴィヒ 2 世の国王証書の作成に密接に関与したアダレオドが、やはりサン・マルタンの修道士であったことは、既に第 1 節 2 項において言及した通りである。ラバヌスについては、第 3 節 3 項においてあらためて取り上げることになる。

16) 両者は既に 798-800 年頃あるいはそれ以前にカール大帝の宮廷において接触していた可能性もある。R. Kottje, Art. "Hrabanus Maurus", in: *Die deutsche Literatur des Mittelalters. Verfasserlexikon*, 2.Aufl., Bd.4, Berlin-New York 1983, Sp.167.

3. トゥールの『アエネーイス』欄外注釈

トゥールのサン・マルタン修道院との関連で、もうひとつの史料の存在に付言しておく。同修道院の写本工房ではおよそ 820 年から 830 年の間に、ヴェルギリウスの『アエネーイス』の手書本が作成された。この手書本には、多くの「Scholien 欄外注釈」が付されている。このうち第 7 巻 741 に加えられた注釈の中に、lingua theodisca が 1 例現れる。

第 7 巻 741 の詩句は次の通りである。"Teutonico ritu soliti torquere cateias". 「彼らは Teutones のように槍を投げるのを常とした。」このうち末尾の「lat. cateia <槍>」という単語には、次の注釈が付されている。

[8] "catheie lingua theotisca haste dicuntur"¹⁷⁾.

「catheie は、lingua theotisca で haste と呼ばれた。」この注釈文を初めて本格的に検証したヴァイスゲルバーによれば、問題の欄外注釈は、アルクインの後継院長 Fridugis (在位 808–834 年) の時代に活躍した Liudram という修道士の手になるものと推定される¹⁸⁾。

17) L. Weisgerber, Vergil Aen. VII 741 und die Frühgeschichte des Namens Deutsch, in: ders., *Deutsch als Volksname. Ursprung und Bedeutung*, Stuttgart 1953, S.11–39, hier S.22 (zuerst in: *Rheinisches Museum für Philologie* 86, 1936, S.97–126).

18) Ebd., S.12ff.

さて、この lingua theodisca の語義の解釈をめぐるのは、シュトラッサーとトーマスの間に意見の対立が見られる¹⁹⁾。しかし、その紹介は別稿に譲ることにする。なぜならば両者の議論は、theodiscus の歴史においてこの事例が占める重要な位置を理解して初めてその意味をもつからである。すなわち、876 年以降 theodiscus と並んで teutonicus という形容詞が登場し、やがて後者は徐々に前者に取って代わっていく²⁰⁾。かかる交替の原因を究明する際に、[8] の文言の解釈が重要な役割を演じることになるのである。本稿ではこの事例の存在、とりわけサン・マルタン修道院との密接な関連²¹⁾ について注意

を喚起するに留めておく。

19) Strasser, S.37-9. Thomas, Anfänge (84 頁注 24), S.292-5.

20) その 1 例として後述 97 頁注 28 および第 3 節 3 項の [15-2] を参照。

21) Vgl., Brinkmann, S.189. Baesecke, S.348. I. Reiffenstein, Bezeichnungen der deutschen Gesamtsprache, in: *Sprachgeschichte. Ein Handbuch zur Geschichte der deutschen Sprache und ihrer Erforschung*, hg.v. W. Besch u.a., 2. Halbbd., Berlin-New York 1985, S.1717-27, hier S.1718. Thomas, *frenkisk*, S.88f.

4. 修道院の蔵書目録

ここで再び 813 年のトゥールその他の教会会議の決議を思い起こしてみよう。そこには、ラテン語を理解しない信徒に対する説教を、民衆語によっておこなうべき旨が定められていた。このように“illiterati”にもキリスト教の正しい理解を普及させようとする試みは、カール大帝およびとりわけアルクインの意図に基づくものであった。その努力はやがて、教会で日常的に用いられる主要なラテン語テキスト——主祷文、信仰告白、告解・洗礼用例文、教理問答集、祈祷文など——の民衆語への翻訳という形で実現する²²⁾。そして、まさにこれら翻訳文献との関連で *lingua theodisca* が登場してくる。具体的には、修道院の蔵書目録の記載においてである。

22) 詳細についてはさしあたり H. de Boor, *Die deutsche Literatur von Karl dem Großen bis zum Beginn der höfischen Dichtung 770-1170*, 9.Aufl., bearb. v. H. Kolb, München 1979, S.24-30 を参照。ただし、従来の研究においてカールによる“ゲルマン語”の奨励とその成果が過大評価されてきたことについて Dieter Geuenich の次の研究をも参照。Die Volkssprachige Überlieferung der Karolingerzeit aus der Sicht des Historikers, in: *DA* 39, 1983, S.104-30, bes. S.120ff. Soziokulturelle Voraussetzungen, Sprachraum und Diagonalisierung des Althochdeutschen, in: *Sprachgeschichte* (前注 21), 2.Halbbd, S. 982-93, hier S.985.

まず、821/22 年に Reichenau 修道院で作成された蔵書目録には次の記載が見られる。

- [9] “De carminibus *Theodiscae* volumen I”²³⁾.

Theodiscae の後には *linguae* が省略されていると考えられる。このことは、同修道院で 835 年から 842 年の間に作成された別の蔵書目録の記載からも明らかである。

- [10] “In XXI. libello continentur XII *carmina Theodiscae linguae formata*”. “In XXII. libello habentur diversi paenitentiarum libri a diversis doctoribus editi et *carmina diversa ad docendum Theodiscam linguam*…….”²⁴⁾.

この他、St. Riquier 修道院において 831 年に作成された蔵書目録は、それぞれ “in Theodisco” と “in Latino” で書かれたキリスト受難伝について言及している。

- [11] Nr.206: “passio domini in *Theodisco*”. Nr.207: “et in Latino. qui sunt libri VI”²⁵⁾.

23) *Mittelalterliche Bibliothekskataloge Deutschlands und der Schweiz*, Bd.1: Die Bistümer Chur und Konstanz, bearb. v. P. Lehmann, 1918, ND. München 1969, Nr.49 S. 248. Vigener, S.31. Krogmann, S.21. 正確な成立年次をめぐる議論については H. Löwe, Die Entstehungszeit der Vita Karoli Einhard's. in: *DA* 39, 1983, S.85-103, hier S.85-7 mit Anm.10 を参照。

24) Lehmann, a.a.O. Nr.53 S.260. Krogmann, S.21f.

25) *Catalogi bibliothecarum antiqui*, hg.v. G.Becker, Bonn 1885, S.28. Vigener, S.31. Krogmann, S.22.

ライヒェナウ修道院の “*carmina Theodiscae [linguae]*” とは、ラテン語の聖歌に書き添えられた「Interlinearversion 行間逐語訳」を指すものと考えられる。もっとも、これらが具体的にいかなる作品を対象としているのかは、サン・リキエー修道院の “*Passio Domini in Theodisco*” とともに不明である²⁶⁾。ただ両修道院は、*theodiscus* の普及過程を考えるうえで、興味深い位置を占めている。そこで次に、サン・リキエー修道院に関連する事例を検討す

る。ライヒェナウ修道院については、第3節4項において立ち戻る。

26) [9], [10] の “carmina” といわゆる “Murbacher Hymnen” ではないか、との推定もあるが、なお意見の一致を見ていない。Vgl., St. Sonderegger, Art. “Murbacher Hymnen”, in: Verfasserlexikon (前注16), Bd.6, Lfg.3/4, 1987, Sp.804-10, hier Sp.809. W. Wattenbach-W. Levison-H. Löwe, *Deutschlands Geschichtsquellen im Mittelalter. Vorzeit und Karolinger*, Heft 6, Weimar 1990, S.776 mit Anm.413, S.793f. mit Anm.471 (以下, Wattenbach-Levison-Löwe). [11] については Strasser, S.34 Anm.138 を参照。

5. Paschasius Radbertus von Corbie

Paschasius Radbertus von Corbie (790 年頃—865 年頃) は、自らの師であるコルビィー修道院長 Adalhard (750 年頃—826 年) が死去してまもなく、その生涯を『聖アダルハルト伝』としてまとめた。その第77章では、アダルハルトの雄弁さに対する賛辞が述べられている。

[12] “vel quis sine mentis scrupulo poterit epistolarum eius (sc. Adalhardi) nitorem eloquentiae recitare? quem si *vulgo* audisses, dulcifluus emanabat, si vero idem *barbara, quam Teutiscam dicunt, lingua* loqueretur, praeeminebat claritatis eloquio, quod si *latine*, iam ulterius prae aviditate dulcoris non erat spiritus”²⁷⁾.

アダルハルトが用いたとされる3つの言語に注目しよう。すなわち “vulgo”, “barbara, quam Teutiscam dicunt, lingua” および “latine” である。このうち最後の “latine” とは、言うまでもなくラテン語である。“vulgo” および “Teutisca lingua” とは、上記の文脈やコルビィーの地理的位置、あるいは後述するアダルハルトの経歴からして、それぞれロマンス語、フランク語を指していると考えられる²⁸⁾。

27) Paschasius Radbertus, *Vita Adalhardi*, hg.v. G.H. Pertz, in: *MGH SS II*, 1829, ND. Stuttgart 1963, S.532. Vigener, S.32. Krogmann, S.22f.

28) Vgl., Brinkmann, S.195. Brühl, S.191. なお、後代の手になる別の『聖アダルハルト

ト伝』には次のようにある。“Qui si *vulgari*, id est *romana lingua*, loqueretur omnium aliarum putaretur inscius; si vero *teutonica* enitebat perfectius; si *latina* in nulla omnino absolutius”. Mabillon, *Acta Sanctorum*, IV,1, S.375 (Vigener, S.32 Anm.1 に拠る)。ここでは、“vulgo”が“romana lingua”であることが明記されている他, theodiscus が teutonicus に置き換えられている。上述 93 頁を参照されたい。

ところで、著者のパスカシウス・ラドベルトゥスとサン・リキエー修道院の間には、密接なつながりがあったことが知られている²⁹⁾。彼が『マタイ福音書注釈』を著したのは、同修道院の修道士のためである。パスカシウス・ラドベルトゥスは、843/44 年にコルビエー修道院長に任命されているが、849 年頃にはその地位を捨てている。その後、彼は一時期サン・リキエーに滞在し、教師として活動していた。この他にもパスカシウス・ラドベルトゥスは、上述のラバヌスやその弟子の Gottschalk der Sachse (806/8 年—866/70 年) と教義上の問題をめぐる論争を展開している。同じくラバヌスの弟子である Lupus von Ferrières (805 年頃—862 年以降) は彼と書簡を交わし、また Otfrid von Weißenburg (800 年頃—875 年頃) は『福音詩』(868 年頃) を著すに際して上記の『マタイ福音書注釈』を利用している³⁰⁾。

29) 以下の記述は次の文献による。M. Manitius, *Geschichte der lateinischen Literatur des Mittelalters*, Bd.1, (Handbuch der Altertumswissenschaft, 9.Abt. 2.Teil, 1), 1911, ND. München 1974, S.401-8, 576 (以下, Manitius). Wattenbach-Levison-Löwe, Heft 3, Weimar 1957, S.340-2. Ebd., Heft 5, Weimar 1973, S.531. F. Brunhölzl, *Geschichte der lateinischen Literatur des Mittelalters*, Bd.1, München 1975, S.369-79 (以下, Brunhölzl).

30) これらラバヌスの弟子達については次稿で取り上げる。

アダルハルトは、カール大帝の従兄弟であると同時に、宮廷における彼の助言者でもあった。アルクインとは友人関係で結ばれており、サン・リキエー修道院長 Angilbert (750 年頃—814 年) と同様アルクインの書簡を収集している³¹⁾。アンギルベルトは、フランク宮廷で育ち、アルクインのもとで学んだ。カールの娘 Bertha と結ばれ、彼女との間に Nithard (800 年頃—845 年) すなわち有名な「シュトラースブルクの盟約」の記録者をもうけている。サン・リキエー修道院長 (在位 789/90 年—814 年) としてのアンギルベルトについ

ては、特にその蔵書を充実させたことが知られている³²⁾。

31) Wattenbach-Levison, Heft 2, Weimar 1953, S.235. Ebd., Heft 3, S.316-8. Brunhölzl, S.369. J. Fleckenstein, Art. "Adalhard", in: *Lexikon des Mittelalters*, Bd.1, München-Zürich 1980, Sp.105.

32) Manitius, S.543-5. Wattenbach-Levison, Heft 2, S.236-9. Brunhölzl, S.299-301. Fleckenstein, *Hofkapelle* (84 頁注 26), 1, S.66f., 105-8. D. Schaller, Art. "Angilbert", in: *Verfasserlexikon* (前注 16), Bd.1, 1978, Sp.358-63. H. Beumann, Art. "Angilbert", in: *Lexikon des Mittelalters*, Bd.1, Sp.634f. ニタルドについての検討も次稿に譲る。

ブリンクマンはこれらの事実を基に, theodiscus という単語がアダルハルトからパスカシウス・ラドベルトゥス ([12]) を経てサン・リキエー修道院 ([11]) へと伝えられた可能性を指摘する³³⁾。この仮説はなお検証を必要とするものの、少なくともこの単語の使用者がフランク宮廷ないしアルクィンを中心とする人脈に属していたことは確かである。

33) Brinkmann, S.195.

6. 小 括

ここで一旦検討を中断し、本節で取り上げた *lingua theodisca* がいかなる言語を指し示しているか、という点に限定してまとめる。普及過程については、次節の諸事例と併せて本稿の結びにおいて考えることにする。

テレンバッハが述べているように、*lingua theodisca* の定義は、「それを積極的に規定するよりも、むしろこの語句が意味していないものを述べるほうが容易である。」³⁴⁾ それゆえここでは、*lingua theodisca* とそれ以外の言語との対比に注目し、いわば“消去法”によって *lingua theodisca* の基本的枠組みを確認してみる。

34) Tellenbach (87 頁注 33), S.337.

まず最初に目を引くのは、*lingua theodisca* とラテン語の対比である。両言

語の対比関係は、そもそも theodiscus の最初の史料事例である [1] の “tam latine quam theodisce” という文言によって既に明記されていた。本稿での検討対象の中でもサン・リキエ修道院の蔵書目録 ([11]) や、パスカシウス・ラドベルトゥス ([12]) の事例がこれに属する。

他方、残りの諸事例は、確かにラテン語への直接的言及を欠いている。しかしながら、これらについても両言語の対比関係はいわば暗黙の前提とされている、と言える。なぜならば、ラテン語の存在を前提として初めて、民衆語による説教 ([7-1/2])、聖歌の翻訳 ([9], [10])、あるいは (ラテン語作品としての) 『アエネーイス』の欄外注釈 ([8]) はその存在理由をもちうるからである。

このように、lingua theodisca という語句の使用は、直接・間接にラテン語との対比関係を前提としている³⁵⁾。それでは、両言語はいかなる点で対比関係にあるのか。まず第1に、“教養語”としてのラテン語と、字義どおり“民衆語”としての lingua theodisca の対比である。この中には『アエネーイス』の欄外注釈 ([8])、パスカシウス・ラドベルトゥス ([12]) の他、第1節で検討した全ての事例が含まれる。第2に、説教 ([7-1/2]) や聖歌・聖書の翻訳 ([9], [10], [11]) の場合は、特に“教会の言葉”としてのラテン語が、“世俗の言葉”としての lingua theodisca に対比されていると言える³⁶⁾。当然のことながら、かかる“民衆語”あるいは“世俗の言葉”としての lingua theodisca には、時にネガティブな刻印が与えられることになる。それは、この語句とともにしばしば “vulgus” ([7-a]) や “barbara lingua” ([12], 後述 [16-2]) という単語が登場してくることに示されている³⁷⁾。

35) Vgl., Reiffenstein (前注 21), S.1718.

36) 教会の活動におけるラテン語と民衆語の相互補完的關係について M. Richter, Kommunikationsprobleme im lateinischen Mittelalter, in: HZ 222, 1976, S.43-80, bes. S. 46ff. を参照。

37) Vgl., A. Dove, Bemerkungen zur Geschichte des deutschen Volksnamens, in: ders., *Ausgewählte Schriftchen vornehmlich historischen Inhalts*, Leipzig 1898, S.300-24, hier S.311 (zuerst in: *Sb. d. Bayer. Akad. d. Wiss., phil.-hist.Kl.*, Jg.1893).

もちろん、ラテン語との対比において“民衆語”あるいは“世俗の言葉”としての役割を担ったのは、lingua theodisca のみではない。ラテン語から派生したロマンス語もこの中に含まれる。ただし、lingua theodisca とロマンス語の対比が明記されるのは、当然のことながら両言語が併用されている地域に限られてくる。具体的には、フランク帝国の西半部であり、トゥールの教会会議の決議（[7-1]）は、かかる二言語併用状態の反映と考えられる³⁸⁾。アダルハルトによるラテン語、lingua theodisca およびロマンス語の使用（[12]）は、これら三つの言語の関係をいわば総括したものである。

38) Vgl., Weisgerber, Vergil (前注 17), S.39 Anm.89.

最後に忘れてならないのは、第 3 の“民衆語”であるスラブ語の存在である。lingua theodisca とスラブ語の対比関係は、本稿の対象とする時代においてはまだ確認されない。ただし、その端緒が既にルートヴィヒ 2 世の国王証書（[6]）に見い出されることは、第 1 節で言及した通りである。

さて、以上の“消去法”に基づく整理によって、次の点を確認できる。lingua theodisca とは、ラテン語、ロマンス語あるいはスラブ語と対比される言語である。今や lingua theodisca の基本的枠組みは明らかであろう。それは、現代の術語を用いて表現するならば、まさに「Germanisch ゲルマン語」に他ならない。このことは、theodiscus の語幹である「theudo 民衆」という単語が広くゲルマン諸語に現れていること、あるいは[1]の theodisce がアングロ・サクソン語を指していることからして、ある程度想像されたことであつた³⁹⁾。

39) 拙稿 1, 2 頁および拙稿 2, 146 頁を参照されたい。

ところで、これまで検討した lingua theodisca の事例の多くについては、それらが“フランク語”を指していると推定された。もとよりフランク語は、ゲルマン語のひとつに属する。それでは、lingua theodisca を直ちにフランク語に限定して差し支えないのであろうか。最終節ではこのような点に留意しつつ、lingua theodisca の積極的定義を試みしてみる。

III 「布教・教養の分野」(2)

最後に本節において取り上げる事例は、布教よりもむしろ教養の分野に属する。とりわけ、これらの場合 theodiscus の言語学的あるいは言語史的分析が問題となっている。

1. Smaragdus von St. Mihiel

まず、Smaragdus von St. Mihiel (770 年頃—841 年以前) が 805 年頃に著した『ドナトゥス注釈』から始める。スマラグドゥスの経歴については不明な点が多い。かつての研究は彼をアイルランドの出身と推定していたが、近年ではむしろゴートの出身であったことが明らかにされている¹⁾。スマラグドゥスとフランク宮廷の間に密接な結び付きがあったことは、彼が『王の道』と題する著作をアクィタニア国王時代のルートヴィヒ (敬虔帝) に献呈している事実から推察される²⁾。スマラグドゥスが、トゥールのアルクインの下で学んだか否かは不明である。唯一両者間のつながりとして確認されるのは、スマラグドゥスとその著作において利用した同時代の文献 2 点のうち、ひとつがアルクインの『ヨハネ福音書注釈』であるということである³⁾。

1) F. Rädle, *Studien zu Smaragd von Saint-Mihiel*, (Medium Aevum, 29), München 1974, S.15-21.

2) Ebd., S.47.

3) Ebd., S.130.

『ドナトゥス注釈』は一種の文法書である。その中でスマラグドゥスは、lingua theodisca を 3 例用いている。このうち 2 例は、フランク人とゴート人の人名の構成について考察を加えた章に現れる。

[13-1] “In Francorum namque Gothorumque genere haec patronomica species frequentatur multoties. A parte enim gentili et a Teodisca illis

eueniunt *lingua*, de quibus in exemplo Gothorum pauca primum ponimus nomina, quorum haec sunt exempla: Altmir……(etc.). Quorum haec est in *Latinum* interpretatio: Altmir namque ‘uetulus mihi’……(etc.). ……in linguam conuertuntur Latinam hoc modo: Altimirus……(etc.)”⁴⁾.

まず、“Patronymikon”すなわち父祖の名前に基づく命名は、フランク人やゴート人の間でしばしば用いられていたとされる。“A parte enim gentili et a *Teodisca* illis eueniunt *lingua*”. この文章については、後で詳しく検討することにする。次いでスマラグドゥスは、ゴート人の Patronymikon を取り上げる。その考察方法は、ゴート人の人名を数例挙げ、その意味内容をラテン語によって解釈し、最後にそれぞれの名前に対応するラテン語形を提示していく、というものである。例えば、Altmir というゴート人の人名は、Alt と mir から構成されており、それぞれラテン語で「vetulus やや古い」、「mihi 私にとって」を意味する。この人名をラテン語に置き換えると Altimirus となる、という具合である。

4) Smaragdus, *Liber in partibus Donati*, hg.v. B. Löfstedt-L. Holtz-A. Kibre, (Corpus Christianorum. Continuatio medievalis, 68), Turnhout 1986, S.22f. Vigener, S.31. Krogmann, S.20.

さらに続けてスマラグドゥスは、フランク人の人名について考察を加える。

[13-2] “*Francorum* namque patronomica secundum *Teodiscam linguam* haec sunt nomina: Helperich……(etc.). Quorum haec sunt interpretationes: Helperich ‘adiutorium potens’……(etc.). ……in linguam conuertuntur Latinam hoc modo: Helpericus……(etc.)”⁵⁾.

ここでもゴート人の人名と全く同じ手法が採られている。重要なのは冒頭の文章である。「これに対しフランク人の命名は *Teodisca lingua* によっている。これらがその名前である……。」この文言からは、スマラグドゥスが

Teodisca lingua の中に少なくともフランク人の言語つまりフランク語を含めて理解していることを確認できる。それでは、[13-1] におけるゴート人の言語つまりゴート語もまた Teodisca lingua に含まれるのであろうか。

5) 前注 4 に同じ。

そこで [13-1] の “A parte ……” で始まる文章に立ち戻ることにする。“A parte enim gentili et a Teodisca illis eueniunt lingua”. その前文では、父祖の名前に基づく命名がフランク人やゴート人の間でしばしば用いられていたことが述べられている。このため大半の研究者は両文章から、lingua theodisca にはゴート語とフランク語の双方が含まれる、との帰結を——テキストと本格的に取り組むことなしに——導き出してきた⁶⁾。例外的にこの文章と真摯に取り組んだ研究者としては、筆者の知る限りブリンクマン、ゲルマニストの Georg Baesecke およびトーマスの 3 人しかいない。

6) 重要な研究者の発言は、V.N. 巻末の事例索引によって容易に検索できる。それ以降の研究では次の文献がある。Strasser, S.36. Reiffenstein (94 頁注 21), S.1718, 1720. Thomas, Anfänge, S.292. Brühl, S.190.

このうち前 2 者は、文章の構造や語句の解釈において異なるものの、その結論部分——lingua theodisca にはゴート語とフランク語の双方が含まれる——は同じである。まずブリンクマンは、gentili と Teodisca を同格と見なし、いずれも lingua に掛かると考えた⁷⁾。彼は当該文章を翻訳していないが、その解釈から敷衍するならばおおそ次のようになろう。「なぜならば、彼ら [フランク人とゴート人] の命名は、[彼らの] 生来の言語つまり Teodisca lingua に由来しているからである。」しかし、この解釈では pars という単語の存在が視野から抜け落ちている。このため文章構造上、“pars gentilis” と “Teodisca lingua” という二つの事項が “a …… et a ……” という構成によって並記されていることも無視されている。

7) Brinkmann, S.201f.

これに対しベーゼッケによる文章構造の理解は、より原文に忠実である⁸⁾。「なぜならば、彼ら〔フランク人とゴート人〕の命名は、異教徒の言語 *pars gentilis*、並びに民衆語 *Teodisca lingua* に由来しているからである。」ここでベーゼッケは、*gentilis* という単語に「生来の」という原義ではなく、「異教徒の」という中世初期以来の語義を充てている⁹⁾。これは、ゴート人がかつてアリウス派を信奉していたことを念頭に置いたものと思われる。しかし、上記の訳文からベーゼッケがなぜブリンクマンと同じ結論に到達しえたのか不思議である。この文章を〔13-2〕の内容と併せて素直に解釈するならば、一方ではフランク人と民衆語 *Teodisca lingua* が、他方ではゴート人と（ベーゼッケにとっての）異教徒の言語 *pars gentilis* がそれぞれ対応していることに気付いたはずである。

8) G. Baesecke, *Die Karolische Renaissance und das deutsche Schrifttum*, in: ders., *Kleinere Schriften zur althochdeutschen Sprache und Literatur*, hg.v. W. Schröder, Bern-München 1966, S.377-445, hier S.409f. (zuerst in: *DVLG* 23, 1949, S.143-216).

9) *gentilis* の語義の変遷については W. Braune, *Gentilis*, in: *V.N.*, S.31 (zuerst in: *PBB* 45, 1921, S.145) を参照。

本項の冒頭で述べたように、かつての研究はスマラグドゥスをアイルランドの出身と推定しており、ブリンクマン、ベーゼッケの両者ともかかる前提から出発していた。ところが、近年の研究は彼がゴートの出身であったことを明らかにした。この点に注目し、新たな解釈の可能性を示唆したのがトーマスである。すなわち、上記のように *Teodisca lingua* はフランク語のみに対応し、他方 "*pars gentilis*" とは他ならぬ「スマラグドゥス自身の生来の(言語の)部分」つまりゴート語に対応するのではないか、というのである¹⁰⁾。この解釈を筆者なりに敷衍したのが次の訳文である。「なぜならば、彼ら〔フランク人とゴート人〕の命名は、〔スマラグドゥスの〕生来の〔言語の〕部分、並びに *Teodisca lingua* に由来しているからである。」

10) Thomas, *frenkisk*, S.76f. プリンクマン、ベーゼッケの両者が用いたテキストは、M. Manitiu, Zu Smaragd von St.-Mihel, in: *NA* 36, 1911, S.63-5 に収録された抜粋である。編者のマニティウスはスマラグドゥスの出身をアイルランドと推定していた。Ebd., S.65. Vgl., Manitiu (97 頁注 29), S.461. このような事情からプリングマン、ベーゼッケとも *gentilis* をスマラグドゥスへと結び付ける可能性を見出しえなかったのではないか。なお、スマラグドゥスが同書の別の箇所では *gentilis* を「生来の」という語義で用いていることについて Thomas, *Ursprung*, S.323 Anm.76 を参照。

先に概観した人名の考察方法から読み取れるように、スマラグドゥスは決してフランク人とゴート人の人名が同一のものであると主張しているのではない。むしろ彼は、両者の相違点を明確化すべく試みているのである。このことは、[13-2] の文言からも明らかである。スマラグドゥスはここで、*Teodisca lingua* としてフランク人の人名のみを挙げている。確かにスマラグドゥスの文章は、様々な解釈をもたらすような不明瞭さを含んでいる。しかし、彼が主張していることはごく単純なことではないだろうか。ゴート人の命名はゴート語による。フランク人の命名は *Teodisca lingua* による。以上の解釈が誤りでなければ、[13-1/2] の *Teodisca lingua* は、通説とは異なりゴート語を含まない、ということになる。

なお、スマラグドゥスは同書の別の章でも *Teodisca lingua* を 1 例用いている。その章では様々な間投詞についての考察がなされている。

[13-3] “Prohibentis, ut tutto. Sic enim infantibus comminamur. Nam et in *Teodisca lingua* istud ‘totto’ prohibentis habet intellectum”¹¹⁾.

ここでは禁止の間投詞として *totto* が取り上げられている。この単語は幼い子供を脅すときに用いられる。*Teodisca lingua* では *totto* が同様に禁止の意味をもつとされる。*totto* とは現代ドイツ語の Du-Du に対応する単語である¹²⁾。ともかく、この箇所のみでは *Teodisca lingua* の指し示す言語は不詳である。やはりフランク語を推定すべきなのであろうか。

11) Smaragdus, *Liber*, S.235. Krogmann, S.20.

12) Thomas, Ursprung, S.323 Anm.76.

2. Frechulf von Lisieux

前項において筆者がスマラグドゥスの文章の解釈にこだわったのは、以下の事例においてゴート語が重要な意味をもってくるからである。

Frechulf von Lisieux (?-9世紀半ば)は、今日の南部ドイツ地方の出身であったと推定されている¹³⁾。彼の師の Helisachar (?-840年以前)は、ルートヴィヒ敬虔帝のカンツラー(在位808-819年)を経て、第2節4項で言及したサン・リキエ修道院の院長になっている¹⁴⁾。フレクルフも、リジュー司教(在位823年以前-853年以前)に任じられる前には、フランク宮廷で活動していた。彼がラバヌスと親友関係にあったことは、両者間でやりとりされた書簡の文面からうかがい知ることができる。それゆえ、二人が知り合ったのはトゥールのアルクインの下ではないか、との推論も提起されているが、なお論証を必要とする。

13) 以下の記述は次の文献による。Manitius, S.663-8. Wattenbach-Levison-Löwe, Heft 3, S.350-2. Brunhölzl, S.396-9. F.-J. Schmale, Art. "Frechulf", in: *Lexikon des Mittelalters*, Bd.4, 1989, Sp.882f.

14) Vgl., Wattenbach-Levison-Löwe, Heft 3, S.305f. Fleckenstein, *Hofkapelle* (84頁注26), 1, S.81, 107f. Ders., Art. "Helisachar", in: *Lexikon des Mittelalters*, Bd.4, Sp.2121.

ここで取り上げる『世界年代記』は、ヘリザカルの勧めにより著された作品で、825年から830年にかけて書き進められた。その第2部は、830年頃に皇后ユーディットに献呈されている。献呈の辞によれば、同書の執筆目的は、当時まだ幼かったシャルル(禿頭王)の教育にあった。『世界年代記』の中でフレクルフは、フランク人の歴史的起源をめぐる問題を取り上げている。彼はまず、フランク人がアエネーイスに発するといういわゆる「トロヤ起源説」¹⁵⁾を詳細に紹介し、続いてもうひとつの異説に言及している。

- [14] “Alii vero affirmant eos (sc. Francos) de Scanza insula, quae vagina gentium est, exordium habuisse, de qua *Gothi et caeterae nationes Theotiscaae* exierunt: *quod et idioma linguae eorum testatur*”¹⁶⁾.

これは、フランク人の「スカンディナビア起源説」とでも呼ぶべき主張である。すなわち、この異説によれば、フランク人の起源は、いわば諸部族 *gentes* の子宮としてのスカンディナビアに求められる。ただし、この地にその起源をもつのはフランク人のみではない。「ゴート人およびその他の *nationes Theotiscaae*」もまた、同じくスカンディナビアに発する。「そのことは彼らが用いる言語の語彙からしても明らかである。」

15) Vgl., F. Graus, *Troja und trojanische Herkunftssage im Mittelalter*, in: *Kontinuität und Transformation der Antike im Mittelalter. Veröff. d. Kongreßakten zum Freiburger Symposion d. Mediävistenverbandes*, hg.v. W. Erzgräber, Sigmaringen 1988, S.25-43.

16) Frechulf, *Chronicon*, in: Migne *PL*, 106, Paris 1864, Sp.967. Krogmann, S.39f.

この史料で注目されるのは、言うまでもなく「ゴート人およびその他の *nationes Theotiscaae*」という文言である。これまでに検討した *theodiscus* の事例の全ては言語の呼称であった。ところがこの史料では、*theodiscus* が初めて言語以外の事象、すなわち “*nationes*” という人間集団を形容している。当然この事例は、言語呼称としての *theodiscus* が「*Theodisci* ドイツ人」という民族呼称へとその意味と用法を拡大していく過程を示すものとして、研究者の関心を集めることになった。例えばヴァイスゲルバーによれば、*theodiscus* は 830 年頃にその用法上「より大きな柔軟性」を獲得した、とされる。ブリンクマンはさらに一步踏み込んで、“*nationes Theotiscaae*” とは「*die germanische Völker* ゲルマン諸民族」を意味している、と解釈したのである¹⁷⁾。

17) Weisgerber, *Theudisk* (90 頁注 8), S.132. Brinkmann, S.203. この他 Hans Eggers は、*theodiscus* が当初から言語以外の事象をも表記しえたと主張し、その証拠のひとつとして当該事例を挙げている。Nachlese zur Frühgeschichte des Wortes Deutsch, in: V.

N., S.374-91, hier S.380 (zuerst in: PBB 82, Halle 1961, S.157-73). この点については Brühl, S.190 Anm.72 の批判を参照。

しかし、この文脈の “theodiscus” をただちに “ゲルマン” と翻訳することは必ずしも適当ではない。注意しなければならないのは、当該箇所を著すにあたってフレクルフが Jordanes (6 世紀) の『ゴート史』の記述をひな型としていた事実である¹⁸⁾。以下にヨルダネスの原文を挙げてみる。

“Ex hac igitur Scandza insula, quasi officina gentium aut certe velut vagina nationum cum rege suo nomine Berig Gothi quondam memorantur egressi”¹⁹⁾.

ヨルダネスによれば、ゴート人はかつて Berig という名の王とともにスカンディナビアを出発したことを記憶している、とされる。このようにゴート人がスカンディナビアに起源をもつという考えは、フレクルフの独創ではなく、ヨルダネスに由来するのである。フレクルフの独創は、1) スカンディナビア起源としてゴート人以外にフランク人と「その他の nationes Theotiscaae」を付加したこと、2) 彼らが用いる語彙の類似性を指摘したこと、の2点に集約される。

18) Vgl., Brinkmann, S.203. Baesecke (85 頁注 29), S.329. 様々な史料の “寄せ集め” としての『世界年代記』の特徴について W. Goez, Zur Weltchronik des Bishofs Frechulf von Lisieux, in: Festgabe für Paul Kirn zum 70. Geburtstag, hg.v. E.Kaufmann, Berlin 1961, S.93-110 を参照。

19) Jordanes, *Getica*, IV-25, in: MGH AA V-1, hg.v. Th. Mommsen, 1882, ND. Berlin 1961, S.60.

ただし、1) に関連して次の点に留意する必要がある。ヨルダネスは、スカンディナビアを “officina gentium 諸部族の製造所” あるいは “vagina nationum 諸民族の子宮” と言い表しているが、この比喩的表現はフレクルフによって部分的に組み替えられている。すなわち, gentes は vagina と結合し、他方において nationes は問題の “Gothi et caeterae nationes Theotis-

cae”という表現の中へ取り入れられたのである。それゆえこの場合、theodiscus と nationes の組み合わせを全く新たなものとして特別に重要視すべきではないし、ましてやこの語句をただちに「ゲルマン諸民族」と訳することはできない。フレクルフがゴート人とフランク人の共通の出自の根拠として言語の親近性を挙げていることに着目するならば、theodiscus と言語の密接な結び付きはここでも不変であることに気付くであろう。

したがって、“nationes Theotiscaē”を敢えて訳するならば、「民衆語 (lingua theodisca) を話す諸民族」とでもなろうか²⁰⁾。もちろん、この概念には「ゲルマン諸民族」と実質的に重なり合う部分がある。しかし、前者においてはその指し示す人間集団の範囲がなお曖昧さを残していることと、あくまでも“言語”にアクセントが置かれている点に大きな特徴がある。ともかく、フレクルフが lingua theodisca のひとつとしてフランク語以外に少なくともゴート語を理解していたことは、間違いない²¹⁾。

20) 大半の研究者はこのように考えている。Vgl., Lerch (90 頁注 8), S.284. Thomas, Ursprung, S.308. その他多数の文献名は Brühl, S.189 Anm.66. に挙げられている。なお、本稿では gentes に「諸部族」、nationes に「諸民族」という訳語をそれぞれ仮に充てたが、これらのラテン語の多義性についてここで立ち入ることはできない。さしあたり次の文献を参照。B. Zientara, Populus — Gens — Natio. Einige Probleme aus dem Bereich der ethnischen Terminologie des frühen Mittelalters, in: *Nationalismus in vorindustrieller Zeit*, hg.v. O. Dann, (Studien z. Geschichte d. 19. Jh., 14), München 1986, S.11-20.

21) ちなみにヨルダネスの『ゴート史』は、フレクルフのみならず既にアルクインの関心をも引いていたようである。アルクインは、801 年にサン・リキエー修道院長アンギルベルト (上述 97 頁) 宛に『ゴート史』の借用を請う書簡を送っている。事実、同修道院の 831 年の蔵書目録 ([11]) には同書の名が記載されている。Manitius, S.543, 545.

3. “De inventione litterarum”

次に取り上げるのは、“De inventione litterarum” (『文字の創造について』) と題された史料である。これは様々な言語の文字を概観し、またその由来について簡潔な注記を記した小品である。

その著者は不明であるが、これまで繰り返しその名を挙げてきたラバヌス・マウルス（780年頃－856年）が最有力視されている²²⁾。成立年代としては9世紀の前半が推定されている。ラバヌスは、ルートヴィヒ2世によって847年にマインツ大司教に任じられる以前、つまり822年から844年の間フルダ修道院長の要職にあった。ラバヌスを教師と仰ぐフルダの知識人の間で、民衆語の振興やルーネ文字への関心が高まっていたことは良く知られている²³⁾。一例として『タティアン』をはじめとする数多くの古高ドイツ語の翻訳・著作を挙げることが出来る²⁴⁾。

22) 研究史については以下の文献を参照。K.H. Rexroth, Volkssprache und werdendes Volksbewußtsein im ostfränkischen Reich, in: *Aspekte der Nationenbildung im Mittelalter*, hg.v. H. Beumann-W. Schröder, (Nationes, 1), Sigmaringen 1978, S.275-315, hier S.304f. Kottje (92頁注16), Sp.171f. Wattenbach-Levison-Löwe, Heft 6, S. 708f.mit Anm.174. 本稿の主題と取り組んだ研究者はいずれも、ラバヌスを著者と見なしている。

23) Vgl., G. Baesecke, Das Abecedarium Nordmannicum, in: ders., *Kleinere Schriften* (前注8), S.237-48, hier S.243 (zuerst in: *Runenberichte*, 1, 1941, S.76-90).

24) Vgl., I. Schröbler, Fulda und die althochdeutsche Literatur, in: *Literaturwiss. Jb.* N.F.1, 1960, S.1-26. D. Geuenich, Zur althochdeutschen Literatur aus Fulda, in: *Von der Klosterbibliothek zur Landesbibliothek. Beiträge zum 200jährigen Bestehen der Hessischen Landesbibliothek Fulda*, hg.v. A. Brall, (Bibliothek des Buchwesens, 6), Stuttgart 1978, S.99-124. なお、ラバヌスが『文字の創造について』の他にも、『ヘーリアント』の序文——そこには theodiscus が2例登場する——を著したとの見解も有力である。この事例の検討は次稿に譲る。

『文字の創造について』では、ヘブライ語、ギリシア語、ラテン語、スキタイ語に引き続きルーネ文字の23のアルファベットが考察対象とされている。ルーネ文字については次の注記が付されている。

[15-1] “Litteras quippe quibus utuntur Marcommani, quos nos Nordmannos vocamus, infra scriptas habemus: a quibus originem, qui Theodiscam loquuntur linguam, trahunt”²⁵⁾.

ルーネ文字は、マルコマネンすなわち“我々”がノルマン人と呼ぶ人々によつ

て用いられており、“我々”もまたこの文字を有している。そして「Theodisca lingua を話す人々」の起源はこのノルマン人に遡る、とされる。

25) Hrabanus Maurus, *De inventione linguarum*, in: Migne PL, 112, Paris 1852, Sp. 1581f. Krogmann, S.23. 『言語の創造について』というミーニュ版の表題は Melchior Goldast の刊本 (1606 年) に由来する。しかしこの表題が誤りであることについて Baesecke, *Abecedarium* (前注 23), S.241 f. を参照。

注目されるのは、「Theodisca lingua を話す人々」という文言である。これは、フレクルフの “nationes Theotiscaë” を直ちに想起させるであろう。両概念とも、あくまでも言語の視点から捉えられた人間集団であることに注意したい。残念ながら著者は、“我々”、あるいは“我々”をも含めた「Theodisca lingua を話す人々」の具体的内容に言及していない。著者をラバヌスと見なすならば、“我々”とはフランク人を指すものと考えられる。いずれにせよ、著者がもっぱら言語の親近性という側面から、「Theodisca lingua を話す人々」とノルマン人を関係付けて理解していることは明らかである。フランク人の「スカンディナヴィア起源説」を紹介したフレクルフとの共通点を、そこに見い出すことができる。

他方、『文字の創造について』とフレクルフの相違点としては、前者がフランク人やゴート人の名に直接言及していないことが挙げられる。ところが、このうちゴート人は、『文字の創造について』の別の写本の中で登場してくる。同書には3種類の写本群が確認されているが、このうちケルン近郊の Brauweiler 修道院で11世紀に作成された手書本 (Cod. Vat. Urb. Lat.290) のみは、原本の内容を次のように大幅に改訂・拡大している。

[15-2] “Literas sequentes cum minio colore notate Nordmanni in suis usitant carminibus vel vocantur apud eos rune. Sunt autem nonnulli, qui opinantur quod, quando *Gothi et Wandali gentes* de finibus *Nordmannorum* egredientes per Germaniam vel Italiam ad mare venientes, postquam illud transvecti in Affrica consistebant, crescente apud eos christiana religione christiani ex parte effecti, doctores eorum tam

novum quam vetus testamentum in suam linguam, hoc in theotiscam vel in theotonicam converterunt cum istis litteris"²⁶⁾.

ルーネ文字の由来がノルマン人に帰せられているのは[15-1]と同じである。決定的に異なるのは、lingua theodisca がゴート人やヴァンダル人の言語として捉えられている点である²⁷⁾。この文言によれば、ゴート人とヴァンダル人はそもそもノルマン人の領域に由来する。彼らは南へと向かい、ゲルマニアとイタリアを経て、アフリカへと達した。その一部はキリスト教へ改宗した。彼らの中の教養あるものは旧・新約聖書をルーネ文字を用いて「彼らの言語すなわち lingua theotisca/theotonica」へと翻訳した、という。

26) H.F. Massmann, Runen aus Rom und Wien, in: *Germania* 16 (= N.R.4), 1871, S. 253-8, hier S.254. Krogmann, S.23f.

27) Vgl., Brinkmann, S.204f.

ただしこの事例には、11世紀に作成された Cod. Vat. Urb. Lat.290 のテキストが本来誰の手に由来するのか、という問題が付きまってくる。ベーゼツケは、『文字の創造について』の著者をラバヌスと前提したうえで、上記 Cod. Vat. Urb. Lat.290 の文言もまた彼自身に由来すると考えている²⁸⁾。しかし多くの研究者は、『文字の創造について』の著者をラバヌスとすることは認めつつも、Cod. Vat. Urb. Lat.290 についてはむしろ後代の人物による改訂を推定している²⁹⁾。その根拠のひとつは、上記テキストにおいて theotiscus < theodiscus と等置されている theotonicus < teutonicus という形容詞の存在である。第2節3項で触れたように、この単語が中世の文献において本格的に用いられるようになるのは、876年以降のことである。Cod. Vat. Urb. Lat. 290 のテキストが仮にラバヌスのフルダ修道院長時代(822-842年)に由来すると考えた場合、この間少なくとも34年もの開きがあることになる。とまあ、ここでは上記のような問題の存在について指摘するに留めておく。

28) Baesecke, Abecedarium, S.246f. Rexroth a.a.O. (前注22), S.306, 308 も同趣旨。

29) W. Haubrichs, Die Praefatio des Heliand. Ein Zeugnis der Religions-und

Bildungspolitik Ludwigs des Deutschen, in: *Der Heliand*, hg.v. J. Eichhoff-I. Rauch, (Wege der Forschung, 321), Darmstadt 1973, S.400-35, hier S.420 (zuerst in: *Niederdeutsch. Jb.* 89, 1966, S.7-32). Strasser, S.36 Anm.150. Thomas, Anfänge, S.292 Anm.37. この他特に Brühl, S.207 mit Anm.189, 191 を参照。

4. Walahfrid Strabo

ところで, Cod. Vat. Urb. Lat.290 が伝える聖書の翻訳とは, 4 世紀中葉に西ゴート人の Ulfilas によってなされた『ゴート語訳聖書』のことを指している³⁰⁾。この翻訳については, Walahfrid Strabo (808/9-849 年) がその著作の中で言及している。ヴァラフリートは, オトフリートやゴットシャルクら³¹⁾と同様, フルダ修道院長時代のラバヌスの弟子のひとりである³²⁾。彼はアレマーニエンに生まれ, ライヒェナウ修道院を経て, 827 年から 829 年の間にラバヌスのもとで学んだ。829 年以降はフランク宮廷においてシャルル(禿頭王)の教師を務め, 838 年にはライヒェナウ修道院長に任命されている。なお, 本稿でライヒェナウ修道院の名が登場するのはこれが初めてではない。第 2 節 4 項で述べたように, 同修道院では 821/22 年および 835 年から 842 年の間に 2 種類の蔵書目録が作成され, その中で theodiscus が計 3 例用いられていた ([9], [10])。

30) 筆者は「deutsch の起源」をめぐる問題との関連でこの作品を取り上げたことがある。拙稿 2, 137-140 頁。その後遅ればせながら次の研究があることを知ったので, ここで補足しておきたい。千種真一『ゴート語の聖書』, 大学書林 1989 年。

31) 上述 97 頁。

32) Vgl., Manitius, S.302-7. Wattenbach-Levison-Löwe, Heft 3, S.321-3, Heft 6, S. 779-83. Brunhölzl, S.345f. A. Borst, Walahfrid. Mönch in Reichenau, in: ders., *Mönche am Bodensee 610-1525*, Sigmaringen 1985, S.48-66.

ヴァラフリートは, 841 年頃に『教会の事物の起源と発展について』と題する書物を著した。これは主として教会の典礼史を扱った作品である。その第 7 章は “Quomodo Theotisce domus Dei dicatur” ([16-1]), すなわち

「domus Dei [=教会] は lingua Theotisca でいかに呼ばれるか」と銘打たれている³³⁾。内容的には、教会に関する様々な用語の由来が考察されている。

33) Walahfrid Strabo, *Libellus de exordiis et incrementis rerum ecclesiasticarum*, hg. v. V. Krause, in: *MGH Capit.* II (79 頁注 4), S.474 (表題), S.481 (以下の本文における引用の全て). Vigener, S.29, 32. Krogmann, S.26.

冒頭でヴァラフリートは自らの母語について次のように記す。"Dicam tamen etiam secundum *nostram barbariem, quae est Theotisca*, quo nomine eadem domus Dei appelletur, ridiculo futurus *Latinis*……" ([16-2])。ヴァラフリートにとっての母語は lingua Theotisca である。それはまた「*nostra barbaries* 我々の粗野[な言語]」でもある。このため lingua Theotisca で「domus Dei 教会」を意味する単語は、「Latini ラテン人」にとって滑稽に思われるかもしれない、と彼は考える。

しかしヴァラフリートは同時に、異なる言語の間の影響関係について指摘することを忘れていない。例えば amen, alleluia, osanna などの単語は、ヘブライ人からギリシア人やラテン人、あるいは "barbari" へと伝えられた。また、ラテン人および彼らの著作・言語を用いる人々は, ecclesia, baptismum, chrisma やほとんど全ての単語の基礎をギリシア人から受容している。"A *Latinis* autem *Theotisci* multa et in communi locutione, ut scamel, fenestra, lectar acceperunt" ([16-3])。"しかしながら Theotisci もまた, scamel, fenestra, lectar など日常語の多くをラテン人から受け容れている。"この他, Theotisci がギリシア人の単語をラテン人経由で取り入れた場合もある。"sed etiam *Theotisci* proprias habeant voces" ([16-4])。"もちろん Theotisci もまた独自の単語をもっているのではあるが。"

そこでヴァラフリートは、ギリシア語の影響がいかにして「我々」へと伝えられたのかを問う。仲介者として最初に考えられるのは、ローマ帝国で戦士として仕えていた "barbari" と、ギリシア語やラテン語に堪能な伝道者である。しかし、とりわけ重要なのはゴート人の果たした役割である。"A *Gothis, qui et Getae*, cum eo tempore, quo ad fidem Christi, licet non recto

itinere, perducti sunt, in Grecorum provinciis commorantes *nostrum, id est Theotiscum, sermonem* habuerint et, ut historiae testantur, postmodum studiosi illius gentis divinos libros in suae locutionis proprietatem transulerint” ([16-5]). 「Gothi あるいは Getae はキリストの信仰へと導かれたときに——ただしそれは正しい方向にはなかったのだが³⁴⁾——ギリシア人の地にあり、我々の言語すなわち Theotiscus [sermo] をもっていた。そして、史書が述べているように、その後かの部族の中の博学な者は、聖書を彼らの固有の言葉へと翻訳したのである。」

34) これはゴート人がアリウス派を信奉したことを指している。

さて、以上の記述のうち、ここでは特に二つの点に注目しておきたい。まず、ゴート語と Theotisca lingua の関係である。[16-5] においてヴァラフリートは、“我々の言語” すなわち Theotiscus sermo とゴート語を等置している。ここからは、ヴァラフリートがゴート語を Theotisca lingua の中に含めて理解していることを確認できる。これは、フレクルフ ([14]) や、Cod. Vat. Urb. Lat.290 ([15-2]) において既に確認されたことであった³⁵⁾。

35) なお、[16-5] の文言の後には次のような記述が続く。若干数のゴート語訳聖書は、今日すなわちヴァラフリートの時代においても伝わっており、一部のスキタイ人は礼拝の際に今なおゴート語を用いている、と。ブリュールはこの文言から、スキタイ語もまた lingua theodisca の中に含まれると帰結している。Brühl, S.189. しかし、言うまでもなくここには論理の飛躍がある。スキタイ人がゴート語すなわち lingua theodisca を用いているという事実から、スキタイ語もまた lingua theodisca のひとつであるとの結論を直ちに導き出すことはできない。

むしろここで目新しいのは、[16-3] と [16-4] に見える “Theotisci” という単語であろう。これは形容詞 theodiscus の名詞化した語形で、ある人間集団を指している。この単語を用いたのはアルプス以北ではヴァラフリートが最初である³⁶⁾。その点で両事例は、「Theodisci ドイツ人」という呼称の出現を考える際に、フレクルフの “nationes Theotiscae” の場合と同様、重要な位置を占めることになる。

36) アルプス以南では、816年のベルガモの私証書に同様の事例が見い出される。これについては行論の都合上次稿で検討する。なお、本稿の対象時期に属していながら、取り上げられなかったのはこの1例のみである。

しかしながら、Theotisci という単語が用いられている文脈に注意を向けるならば、そこで問題になっているのが決して“ドイツ人”ではないことに直ちに気付くであろう。すなわち上記の2例のTheotisciは、同じ文章中に見えるLatiniと同様、もっぱら言語の視点から捉えられた人間集団である。Theotisciは、Latiniから日常語の多くを受容しているが、独自の単語をもまたもっている、という具合である。

他方、Theotisciと、ヴァラフリートが2度用いている“我々”が重なり合っていることは、上記の文脈からして明らかであると思われる。“我々”の輪郭は必ずしも明瞭でないが、この単語が形容する対象——*nostra barbaries*, *noster sermo*——はいずれの場合も言語である。このように、上記の文脈におけるTheotisci=“我々”とは、あくまでも「Theotisca linguaを話す人々」を意味するにすぎない。言い換えると、ここでのTheotisciとはまさに、『文字の創造について』([15-1])に登場する“*qui Theodiscam loquuntur linguam*”に他ならない。Theotisciをその原義に則して敢えて訳するならば、「Volkssprachige 民衆語を話す人々」となろうか³⁷⁾。「Theodisciは名詞ではあるものの、なお言語表記としての本来の内容を保持したままである。それはまだ本当には民族名になっていない。」³⁸⁾

37) Vgl., Brühl, S.188.

38) Brinkmann, S.200. Vgl., Dove (99頁注37), S.310f. この事例に“民族名”を見出ししているのは、筆者の知る限りEggers (前注17), S.391のみである。

5. 小 括

本節で取り上げた諸事例の特徴をまとめてみる。

一見して明らかのように、第1・2節における検討結果と本節のそれとは極めて対照的である。lingua theodisca が指し示す言語は、もはやフランク語のみに留まらない。まずゴート語が挙げられる。このことは、フレクルフ ([14]), ヴアラフリート ([16-5]) および成立年代不詳の Cod. Vat. Urb. Lat.290 ([15-2]) の諸事例から明確に読み取れる。また、『文字の創造について』 ([15-1]) では、「Theodisca lingua を話す人々」の起源がノルマン人に遡るとされる。この他、上記の Cod. Vat. Urb. Lat.290 は、lingua theodisca との関連でゴート人の他にもヴァンダル人に言及していた。

上記の諸言語に [1] のアングロ・サクソン語を加えた場合、これらを包摂する lingua theodisca とはいかなる言語であろうか。多くの研究者は次のように結論付けている。theodiscus は、「我々が今日 germanisch と呼ぶような包括的な意味で用い」られた³⁹⁾。これらの研究者にとって、lingua theodisca は「ゲルマン語」と等置される言語なのである。lingua theodisca の本来の語義は、これまで繰り返し述べてきたように「民衆語」である。また、theodiscus の語幹の「theudo 民衆」という単語がフランク語のみならず広くゲルマン諸語に現れていることについても、既に第2節の小括で触れた。それゆえ、lingua theodisca が「民衆語」という普通名詞的語義のもとに、フランク語のみならずその他のゲルマン諸語を指し示したとしても、それは決して驚くに値しないかもしれない。

39) Krogmann, S.105f. 次の諸研究も同趣旨。Brinkmann, bes. S.205. Lerch (90 頁注 8), S.266f. Baesecke (85 頁注 29), S.331. Tellenbach, Wann (83 頁注 21), S.627. W. Betz, Karl der Grosse und die lingua theodisca, in: V.N., S.392-404, hier S.403 (zuerst in: *Karl der Grosse. Lebenswerk und Nachleben*, Bd. 2: Das geistige Leben, hg.v. B. Bischoff, Düsseldorf 1965, S.300-6). ただし、テレンバッハは後年の研究において慎重な態度を示している。Ders., Germanenbergriff (87 頁注 33), S.337.

しかしながら、ここから直ちに theodiscus — germanisch と帰結するのはいささか性急であると思われる。これまで本稿において取り上げた史料は 22 点、theodiscus の総数は 29 例を算える。このうち、直接・間接にフランク語以外のゲルマン語に言及した史料は、わずか 5 例にすぎない ([1], [14],

[15-1], [15-2], [16-5])。それ以外の事例の多くについては、フランク語を指していると推定された。あるいは、その具体的内容が不明である事例についても、少なくともフランク帝国の枠組みを越える言語は確認されなかった。それゆえ、上記の点についても、もうすこし慎重な態度が要請されるのではないか。ここでは、[1]を除く4例について考察を加えてみる⁴⁰⁾。

40) [1] の事例が「Theodiscus の起源」をめぐる論争において占める特殊な位置については、既に拙稿2の末尾において言及しておいた。

上記の4例に共通するのは、これらの現れるいずれの史料もが *lingua theodisca*、およびそれを話す人々 (*Theotisci*) の歴史的由来の究明を試みていることである。史料を注意深く読むならば、著者たちの関心の出発点にあるのは、あくまでも「我々」([15-1], [16-2/5]) の母語としての *lingua theodisca* であり、また恐らくは——フレクルフが明記しているように——フランク人の歴史的起源であったことに気付くであろう。特徴的なことに、著者たちにとってゴート人、ノルマン人、ヴァンダル人、あるいは彼らの言語が問題となるのは、著者たちが生きた9世紀のフランク帝国を舞台としてのことではない。これらの諸部族・諸言語は、過去への探求において初めて彼らの視野に入ってくるのである。

そこで、次のように考えることはできないだろうか。*lingua theodisca* の原義は「民衆語」である。ただし、その大半の事例は当初、フランク語とほとんど重なり合っていた。ところが *lingua theodisca* は、ルートヴィヒ敬虔帝治下の一部の知識人による上記の言語史的考察の結果、いわば過去に遡りつつその指示対象をフランク語以外のゲルマン諸語にも拡大するにいたった、と。“nationes Theotiscaë” ([14])、あるいは “Theotisci” ([16-2/3]) という表記も、まさにかかる言語史的考察の所産であると思われる。これらの語句は、第1・2節で検討した史料には全く見出しされない。

確かに、かかる言語史的考察によって著者たちがたどり着いた結論は、驚くべきことに近代的学問の成果をある程度先取りするものであった。ゲルマン諸部族の発祥地としてはスカンディナヴィアが挙げられ、その根拠としては

これら諸部族の言語間に類縁関係が認められることが指摘されているのである。しかしながら、theodiscus の歴史を考えるうえで上記の4例の意義を一面的に重要視してはならないように思われる。これら4例が現れる史料の著者たちは、後に「結びに代えて」において述べるように、アルクイン・ラバヌスの系譜に属し、主としてルートヴィヒ敬虔帝の側近として活躍した人々に限られている。Karl Heinz Rexroth は、このような点を踏まえたうえで、フランク人の「スカンディナビア起源説」やルーネ文字の探求の歴史的背景となったのは、ルートヴィヒ敬虔帝治下におけるノルマン人勢力の進出、及びこれに対抗してルートヴィヒによって試みられたノルマン人への布教であった、と考えている⁴¹⁾。仮にレックスロートの主張の通りであるとするならば、上記4例によるゲルマン諸語の表記はあくまでも一時的・限定的なものであった、ということになる。事実、フランク人の「スカンディナビア起源説」は、ルートヴィヒの政策が失敗に帰して以降もなく後退していくという⁴²⁾。また、840年以降の theodiscus の事例を展望しても、やはり lingua theodisca がゴート語やノルマン人、ヴァンダル人の言語を指し示した例はもはや見い出されないのである。

41) Rexroth a.a.O. (前注 22), S.302ff.

42) Ebd., S.304.

結びに代えて——残された課題

以上の3節における検討結果をまとめてみる。まず、lingua theodisca とは何かという問題については、次のような要約が可能であろう。

lingua theodisca の原義は、「民衆語」である。ただし、カール大帝、ルートヴィヒ敬虔帝治下に現れるその大半の事例は、「フランク語」を指していた。この狭義の用法において lingua theodisca は、フランク語とほとんど同義語の関係にあり、事実上固有名詞としての性格を帯びている。他方、lingua theodisca は、「民衆語」という普通名詞的語義のもとに、「ゲルマン語」に属

する様々な言語を指し示すことができた。もっとも、かかる広義の用法は、主としてルートヴィヒ敬虔帝治下に集中しており、またその担い手も特定の人脉に属する一部の知識人に限定されていた。

したがって、840 年以降の事例検討は、次のような問題設定から出発することになる。第 1 に、“フランク語”から“ドイツ語”へと至る *lingua theodisca* の語義の変化過程が検証されなければならない。その際、第 3 節で確認されたような指示対象の“振幅”について、細かな観察が必要とされるであろう。第 2 に、“言語呼称”から“民族呼称”へと至る *theodiscus* の用法上の拡大過程にも注意が向けられなければならない。“*nationes Theoticae*” ([14])、*“Theotisci”* ([16-3/4]) という表記の出現は、その意味で将来における用法上の発展の可能性を示唆するものとして、あらためて注目に値すると言える。

次に、*lingua theodisca* の普及過程について。

「国家の分野」の検討結果については、第 1 節の小括において述べたのでここでは反復を避ける。この語句がカール大帝とともに用いられ始められ、彼の子孫のカンツライへと受け継がれていったことを確認しておく。「布教・教養の分野」の検討は、第 2 節の冒頭で紹介したブリンクマンの指摘をあらためて裏付けることとなった。確かに二つの節で取り上げたほとんど全ての事例は、直接・間接にアルクイン、および彼が院長の地位にあったトゥールのサン・マルタン修道院へと結び付く¹⁾。この指摘は、今日もはや通説になったと考えて差し支えあるまい。

1) Vgl., Baesecke, S.331. Thomas, Anfänge, S.291f. Ders. *frenkisk*, S.75f.

それでは、これらのことから *theodiscus* の普及についていかなる見取り図を描くことができるのか。普及の経過を細部にまでわたって再構成することは、限られた事例の数を考えるならばおよそ不可能である。あくまでも一般的な傾向として次のことが言えるであろう。

地理的に見ると、史料事例はフランク帝国のほぼ全域に分布している。ただし、時間的に見るならば、最初期の事例ほど帝国の西半部、特にフランク

宮廷に集中する傾向を示していることがわかる。例えば、786 年のゲオルクの書簡([1])²⁾、『フランク王国編年誌』の 788 年の項([2])、801 年の“Capitulare Italicum”([3])、829 年の敬虔帝のカピトゥラリア([4-1])などである。この他に 813 年のトゥールの教会会議([7-1])も、フランク王権と直接に結び付いている。それゆえ、theodiscus の出発点としてフランク宮廷を、そしておそらくはカール大帝の宮廷を推定することが許されよう。他方、これら最初期の事例の多くはフランク語を指している。この点に着目するならば、theodiscus は本来フランク語を指す形容詞として造語された、との推測もなされることになる³⁾。

2) ゲオルクとカールの関係については拙稿 2, 141 頁を参照。なお、ゲオルクが遅くとも 769 年以降アミアン司教位をも兼任し、フランク国王の側近として活躍していた事実をここで補足しておく。W. Levison, *England and the Continent in the eighth Century*, Oxford 1946, S.127f. Vgl., H. Mordek, Karl der Große — barbarischer Eroberer oder Baumeister Europas? in: *Deutschland in Europa Ein historischer Rückblick*, hg. v. B. Martin, München 1992, S.23-45, hier S.37f.

3) 例えば Thomas, Ursprung, S.324f. Brühl, S.195 など。

theodiscus は、フランク宮廷を起点にして、二通りの系譜関係を示すようになる。第 1 は、第 1 節で取り上げたフランク国王のカンツライにおける系譜である。第 2 の系譜は、上記のアルクインとトゥールのサン・マルタン修道院に始まる。ただし、両者は決して互いに排除しあうものではない。後者に属する人々の多く — フレクルフ、ラバヌス、ヴァラフリートなど — についても、カール大帝や彼の子孫たちとの密接な結び付きが確認される。theodiscus はこれら二通りの系譜を通じて、まず帝国の西半部を中心に広がり、やがて東半部へも伝えられてゆく。その媒介者としての役割を担ったのは、ルートヴィヒ 2 世の書記アグレオドであり、あるいはまたフルグ修道院長ラバヌスとその弟子たちであった。

ところで、theodiscus の普及に関する以上の考察結果は、従来の研究の在り方にひとつの反省を迫るものと言えないだろうか。J. グリム以来現在に至るまで、この問題と取り組んできたゲルマニストないし歴史学者の数には、

驚くべきものがある。彼らの——あるいは筆者自身をも含め——研究は、「deutsch の起源」、「ドイツ民族の形成」、「ドイツ史の始まり」という問題意識に発しており、ここからフランク時代へと遡及しての“起源”探しが熱心に繰り広げられてきた。ところが、史料から新たに発掘された theodiscus の事例は数量的に乏しいにもかかわらず——あるいは乏しいが故に——、それらには「ぎらぎらするくらい過度の露光が与えられることになったのである」⁴⁾。一例を挙げてみよう。ヴァイスゲルバーは、lingua theodisca という語句にフランク帝国内部に在るゲルマン諸部族の共属性の象徴を“発見”した、と信じた⁵⁾。この概念は、第3節の諸事例の意義を重要視するブリンクマンによって、さらに高みへと押し上げられていく。いまや lingua theodisca は、フランク帝国内外のゲルマン諸部族を結ぶ絆、すなわち「共通ゲルマン意識の表現」⁶⁾へと到達していくのである。

4) Thomas, *frenkisk*, S.70.

5) 拙稿1, 8頁以下を参照されたい。

6) Brinkmann, S.205.

しかしながら、実際に theodiscus を用いたのは、あくまでも特定の人脈に属する知識人、しかも限られた数の知識人にすぎない。裏返すならば、この単語はその他の知識人にはそもそも未知であったか、あるいは既知であるにせよ彼らはその使用を回避した可能性がある。『伝アインハルト編年誌』の作者が、その手本である『フランク王国編年誌』の788年の記述（[2]）から lingua theodisca などの表記をいっさい削除している事実については、既に前稿で指摘した⁷⁾。本稿の対象時期に活躍したアインハルト（770年頃-840年）や、後の世代に属するランス大司教ヒンクマル（806-882年）なども、その著作において theodiscus を用いる機会がしばしばあったにもかかわらず、それをおこなってはいない⁸⁾。今後の検討に際しては、theodiscus の質のみならず量的側面についても顧慮していく必要があろう。

7) 拙稿 3, 155 頁。

8) 具体的事例については Thomas, Ursprung, S.318f., 321 mit Anm.70. を参照。

(1992.9.30)

〔追記〕 稿了後、佐々木博光「出自神話でみるドイツ史」『京都大学人文科学研究所 人文學報』71 号, 1992 年 12 月, 97-133 頁, の抜刷を著者より頂戴した。佐々木氏のアプローチは本稿の筆者とは異なるものの, 基本的問題意識においては重なり合う部分もあり, 大いに刺激を受けた。とりわけ, ゴート人のスカンディナヴィア起源に関するヨルダーネスの言及(本稿第 3 節 2 項)が, 近世の「北欧ルネサンス」をめぐる論争において重要な位置を占めていたとの指摘(113 頁)からは学ぶところが多大であった。

(1993.6. 4)

Lingua theodisca. Ihre Bedeutung und Verbreitung
— Vom Anfang des 9. Jahrhunderts bis zur
Regierungszeit Ludwigs des Frommen (814-840) —

Akihiro MISAGAWA

Am Anfang der Geschichte des deutschen Volksnamens steht bekanntlich das mlat. Adjektiv *theodiscus* (seit 786 belegbar). Das Wort bedeutet ursprünglich "volklich", "zum Volk gehörig". Es taucht zunächst nur in der Verbindung *lingua theodisca* auf, bezeichnet demnach ausschließlich die "Volksprache" im Gegensatz zur lateinischen oder Romanischen Sprache, der *lingua Romana rustica*. Welche Sprache bezeichnet *lingua theodisca* aber konkreter? Und wie hat sich das Wort verbreitet?

Im Rahmen der Untersuchung, die hauptsächlich vom Anfang des 9. Jahrhunderts bis zur Regierungszeit Ludwigs des Frommen (814-840) behandelt, kann man zwei Verwendungsbereiche des Wortes *theodiscus* unterscheiden: 1. den staatlichen Bereich, 2. den von Mission und Bildung. Die meisten Belege unter dem Bereiche des Staates und der Mission scheinen, soweit feststellbar, die fränkische Sprache zu bezeichnen. Hier wurde also das Wort fast als Synonym von *franciscus*, d.h. als nomen proprium verwendet. Im Bereich der Bildung konnte sich *theodiscus* dagegen, zwar in seiner appellativen Bedeutung (volklich), auch auf die germanischen Sprachen außerhalb des Frankenreiches beziehen, obwohl diese Verwendung zahlenmäßig gering und auch zeitlich bedingt war.

Hennig Brinkmann hat beim Versuch, die Abhängigkeit der Belege voneinander zu prüfen, nachgewiesen, daß es sich im staatlichen Bereich

eine geschlossene Reihe von Karl dem Großen bis zu seinen Enkeln feststellen läßt. Noch bemerkenswerter ist sein Hinweis, daß fast alle Autoren, die zum Bereich der Mission und Bildung gehören, in mehr oder weniger direktem oder doch indirektem Kontakt zu Alkuin bzw. seiner Abtei St. Martin von Tours gestanden haben. Diese Beobachtungen sind durch die Prüfung der einzelnen Belege erneut festgestellt und z.T. ergänzt. Es scheint daher nicht unberechtigt, anzunehmen, daß *theodiscus* zuerst im Umkreis von Karl dem Großen geschaffen worden sei, von wo aus das Wort dann durch die obengenannten zwei Wege in den Osten des Frankenreiches gewandert sei.